

## 第4章

# 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動 のガイドライン

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# ガイドライン

## 国語編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# 第4章 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のガイドライン

## 第1節 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間のガイドライン

### 〔国語〕

#### 1 教科における改訂の基本方針

今回の学習指導要領の改訂により、想像力を伸ばすことが目標に加わった。資料を基に、将来の状況やあるべき姿を予測し、見通しをもって行動する能力の伸長が求められるようになった。高等学校段階における想像力は、豊かな感性や情緒といった心情的な側面のみならず、根拠に基づき先を見通す論理性が重視されている。目的や内容にふさわしい語句を選び、しかも、目的や場にふさわしい表現をするという国語を適切に表現し的確に理解する能力の一層の陶冶のために、想像力の伸長は必須である。

さらに、国際化、情報化により変化の激しい現代社会では、良好な人間関係づくりや健全な社会づくりに積極的にかかわろうとする意欲や態度が特に求められる。人間関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら、言語を通して適切に表現し的確に理解し、円滑に相互伝達、相互理解を進めていく伝え合う力は、論理的能力であると同時に情緒的に相手を思いやる能力である想像力を原基として育まれる。

国際社会の中では、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養わなければならない。国語を尊重し愛護し、かつ改善するという国民としての責務を果たし、未来を拓く主体性のある日本人の育成の一翼を国語が担っているという重責を果たすべく、今回の学習指導要領改訂の趣旨を鑑み、各人の一層の奮励努力を期待する。

なお、教科の目標の中に示した能力や態度は、相互に有機的に関連し合うものであり、そうした関連に十分留意して、効果的な指導がなされるようにする。）

#### 2 各科目の特徴とねらい

(太線枠は、各科目の中心的なねらい)

|   |      | 話すこと・聞くこと                                       | 書くこと  | 読むこと                            | 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項                        |
|---|------|---|---|---------------------------------|---|
| 必修  | 国語総合 | 自らの考え、感情、知識、情報等を適切かつ効果的に表現し、伝え合う。(15～25単位時間を配当) | 自らの考え、感情、知識、情報等を適切かつ効果的に表現する。(30～40単位時間を配当) | 書き手や登場人物のものの見方、感じ方、考え方を的確に読み取る。 | 我が国と外国とのかかわりに関心をもち、我が国の伝統と文化の特質についての理解を深める。 |
|   | 国語表現 | 自らの考え、感情、知識、情報等を適切かつ効果的に表現し、伝え合う。               | 自らの考え、感情、知識、情報等を適切かつ効果的に表現する。               |                                 | 言葉の成り立ち、表現の特色、言語の役割等についての理解を深める。            |
| 選択  | 現代文A |   |   | 書き手や登場人物のものの見方、感じ方、考え方を的確に読み取る。 | 我が国と外国とのかかわりに関心をもち、我が国の伝統と文化の特質についての理解を深める。 |
|   | 現代文B | 自らの考え、感情、知識、情報等を適切かつ効果的に表現し、伝え合う。               | 自らの考え、感情、知識、情報等を適切かつ効果的に表現する。               | 書き手や登場人物のものの見方、感じ方、考え方を的確に読み取る。 | 文字・活字文化に対する理解を深める。                          |
|   | 古典A  |   |   | 書き手や登場人物のものの見方、感じ方、考え方を的確に読み取る。 | 我が国と外国とのかかわりに関心をもち、我が国の伝統と文化の特質についての理解を深める。 |
|   | 古典B  |   |   | 書き手や登場人物のものの見方、感じ方、考え方を的確に読み取る。 | 我が国と外国とのかかわりに関心をもち、我が国の伝統と文化の特質についての理解を深める。 |
| 上記の事項を相互に有機的に関連させながら思考力・想像力・表現力等を高めるとともに、人間・社会・自然等に対する自分自身の感じ方や考え方をより深めたり広げたりして、言語文化への親しみと理解を深めていく。 |      |   |   |                                 |   |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

#### (1) 教育課程編成上の留意点

##### ① 「国語表現」の履修条件について

従来の「国語表現Ⅰ・Ⅱ」とは異なり、改訂後の「国語表現」は「国語総合」の履修をその履修条件としている。自己の形成や相互の交流、社会的、文化的な活動の基盤となる国語についての能力や態度を育成する国語科の役割を踏まえ、「国語総合」は、教科の目標を全面的に受けた基本的な科目で、すべての生徒に履修させる共通必修科目として設定してある。

特に、「国語表現」は、話すこと・聞くこと及び書くことを中心として内容を構成しているため、国語総合で、話すこと・聞くこと及び書くことに加え、読むこと、および、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を学習する必要がある。

##### ② 「A」を付した科目と「B」を付した科目の特徴

「現代文A」、「現代文B」及び「古典A」、「古典B」に付されている「A」、「B」は科目の性格の違いを示しており「A」を付した科目は、言語文化の理解を中心的なねらいとし、「B」を付した科目は、読む能力を育成することを中心的なねらいとしている。したがって、「A」と「B」は、従前の「Ⅰ」と「Ⅱ」のように、「Ⅱ」を付した科目は「Ⅰ」を付した科目を深化、発展させたものという関係ではないことに注意する。

各学校においては、例えば、「A」科目又は「B」科目のいずれか一方を中心に開設したり、「A」科目で言語文化や読書への関心・意欲をもたせるようにし、「B」科目で読む能力を高めたりするなど、学校や生徒の実態に応じた多様な履修が考えられる。

#### (2) 教育課程実施上の留意点

##### ○ 各科目で使用する教材について

各科目で使用する教材については、以下のことに留意すること。

国語総合では、古典分野を扱う場合「古典に関連する近代以降の文章」を含めること。現代文Bでは、「近代以降の様々な種類の文章」を扱うが、その際、「現代の社会生活で必要とされている実用的な文章」を含めること。「古典A」では、「古典に関連する近代以降の文章」を含めること。「古典B」では、「日本漢文」を含めること。

#### (3) Q & A

Q 1 「国語総合」の授業は、どのようにすればいいですか。

A 以下に例を示します。

##### 〔話すこと・聞くこと〕

- ① 話題となる事柄について、資料収集や関係者への取材等を通して多角的に分析・考察し、根拠に基づきながら自らの結論を下す。
- ② 話合いや討論の形式を決め、話題について発表し合ったり話し合ったりする。
- ③ 話し手は、話の構成や展開、根拠の明示、表現、時間配分、表情、視線、声の調子、速度、抑揚、間の取り方等を工夫しながら、相手に分かりやすく伝える。
- ④ 聞き手は、相手の考えの要点を整理したり、根拠について質問したり、相手の意見と自分との共通点や相違点についてまとめたりしながら、話し手の発表を聞く。
- ⑤ 自分や他者の発表内容や表現の仕方等を客観的に吟味・評価し、他者の優れた洞察力や想像力に触れるとともに、自分のものの考え方や表現の仕方に役立てる。

##### 〔書くこと〕

- ① 何について書こうとするのか、書く事柄や対象を決める。
- ② 文学的な文章、論理的な文章、実用的な文章など、書こうとする文章の形態を決める。
- ③ 自身の思索だけでなく読書や調査等により客観性の高い材料を集め、取捨選択しまとめる。
- ④ 構成や展開の仕方、根拠の明示、表現の仕方等、相手に伝わりやすいように工夫して書く。
- ⑤ 自分や他者の書いた内容や表現の仕方等を客観的に吟味・評価し、他者の優れた洞察力や想像力に触れるとともに、自分のものの考え方や表現の仕方に役立てる。

##### 〔読むこと〕

- ① 文章の内容や文章の形態に応じた書き手の工夫、表現技法等に注意して読む。
- ② 論理的な文章については、各段落の働きを確かめたり段落相互の関係を読み取ったりして、書き手の思考の流れを分析する。また、文章を書いた理由や表現方法等について検討する。
- ③ 文章全体を要約し、また文章の難解な部分や含蓄のある部分等について詳しく説明する。
- ④ 文章の内容や表現の価値・優劣等を評価し、自分のものの考え方や表現の仕方に役立てる。
- ⑤ 文学的な文章については、人物、情景、心情等を表現に即して読み、内容だけでなく言葉の美しさ

や深さを発見し、自分のものの考え方や表現の仕方に役立てる。

- ⑥ 小説や随筆等を読み、人物や情景等についてのイメージを具体的にもったり、人間・社会・自然等に対する書き手や文章中の人物の考えや感情を想像したりして、脚本にする。
- ⑦ 古典の言葉と現代の言葉との関係を意識したり、古典の書き手や文章中の人々と現代の人々との共通点・相違点を考えたりしながら、古典を現代の物語に書き換える。
- ⑧ 古文や漢文、古典に関連する近代以降の文章、伝統芸能、年中行事等の学習を通して、我が国の言語文化の独自の性格や価値、我が国の文化と外国の文化との関係について理解する。
- ⑨ 報道や広報の文章、案内・紹介・連絡・依頼等の文章、会議や裁判等の記録、報告書、説明書等、様々な文章の内容を的確に読み取り、表現の仕方について話し合う。
- ⑩ 古今を問わず、また文章の種類を問わず、多種多様な文章を読み比べ、その内容や表現の仕方について特色や価値等を評価したり、ペアやグループで論じ合ったりする。

**Q 2 「国語表現」の授業は、どのようにすればいいですか。**

A 以下に例を示します。

- ① 書籍、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、様々な出来事、科学、自然環境、文化、芸術、スポーツ等について課題意識をもち、情報を収集する。
- ② 収集した情報の正誤や適否等を吟味しながら必要なものを選択・整理し、自分の考えをまとめ、その考えについて口頭で分かりやすく発表したり、論文を書いたりする。
- ③ 考えを主張する際は、根拠の妥当性等を判断しつつ結論を導き、構成や表現の仕方等を工夫して示す。感動を表現する際は、相手に確かなイメージを与えるよう工夫して描写する。
- ④ 考えを聞く際は、論点の明確さ、主張や論拠の妥当性、例示の適切さ等を判断しながら話し手の発言を丁寧に聞き、自分とは異なる考えを尊重しながら合意の形成に向けて話し合う。
- ⑤ 本等の「紹介」、掲示や回覧等の「連絡」、電話や手紙による「依頼」など、箇条書きや図表の挿入等といった他者に伝わりやすい工夫をしながら話をしたり文章を書いたりする。
- ⑥ 詩歌をつくったり、小説等を書いたり、小説や物語を詩歌に、詩歌を小説に、古文や漢文を現代の小説に書き直したりする。
- ⑦ 音楽、美術、工芸、書道、建築等を鑑賞し、作り手の意図や表現の仕方、作品から感じた印象や感想、そこから自分が新たに発想したり構想したりしたこと等を、自らの表現で示す。
- ⑧ 自分や他者の書いた内容や表現の仕方等を客観的に吟味・評価し、他者の優れた洞察力や想像力に触れるとともに、自分のものの考え方や表現の仕方に役立てる。

**Q 3 「現代文A」の授業は、どのようにすればいいですか。**

A 以下に例を示します。

- ① 筆者自身の言葉や登場人物等を通して表現している、筆者のものの考え方等を読み取る。
- ② 文章中の表現の技法や語句の用い方、文の構造、展開の仕方等について分析する。
- ③ 論理的な文章については、読み取った内容や表現の特色等を踏まえ、人間、社会、自然、日本の文化と外国の文化等について、資料等を調べて分析したり比較したりしながら自分の意見をまとめ、口頭で分かりやすく発表したり、論文を書いたりする。
- ④ 文学的な文章については、近代小説の誕生、近代作家の文体の特色、文章に表れたテーマの変遷、外国とのかかわりなど、資料をもとに時間的・空間的に比較しながら近代以降の言語文化の特色をまとめ、口頭で分かりやすく発表したり、論文を書いたりする。
- ⑤ 同じ作者の文章を数多く読んだり、同じテーマについて書かれた複数の作者の文章を読み比べたりして、内容や表現の仕方について特色や価値等を話し合ったり批評したりする。

**Q 4 「現代文B」の授業は、どのようにすればいいですか。**

A 以下に例を示します。

〔論理的な文章〕

- ① 構成、各段落の働きや段落相互の関係、表現の仕方等を分析し、主要な論点を把握する。
- ② 筆者の主張が確実な論拠に基づいて導かれたものかどうかを分析する。
- ③ 相反する立場で書かれた文章や評価の異なる文章等と読み比べて物事を多角的に見て考え、人間・社会・自然など、文章を読んで関心をもった事柄について課題を設定する。
- ④ 図書や現地取材等を通じて課題に関する情報を収集し、整理しながら資料を作成する。
- ⑤ 課題についての自分の意見をもち、根拠を明示したりメディアを選択したりして自分の考えがよく伝わるよう工夫しながら、口頭で発表したり報告書や論文集に編集したりする。

### [文学的な文章]

- ① 登場人物の状況、心情の推移、場面の情景等を間違いなく把握する。
- ② 登場人物の心情や生き方について、自分なりの考えや感想をもつ。
- ③ 他の表現と置き換えた場合と比較して効果がどう違うかなど、表現の仕方を分析する。
- ④ 自分の読みや考えについてグループ等で話し合い、教室全体で更に話し合いを深める。
- ⑤ 文章の内容を戯曲や脚本に翻案したり、実際に演じたりする。

#### Q5 「古典A」の授業は、どのようにすればいいですか。

A 以下に例を示します。

- ① 言葉の意味、係り結び等の文法事項、掛詞や縁語等の修辞法、文章の構成等を理解しながら、文章中に表れている筆者や登場人物等のものの見方や考え方等を正確に読み取り、自らの生活や人生と比べて共通点や相違点を分析し、人間・社会・自然等について深く考える。
- ② 様々な事柄に対する古人の感じ方や考え方等について、現代や中国と比較しながら考える。
- ③ 音読、朗読、暗唱を通して、現代の文章とは異なるリズムや表現の美しさ等を理解する。
- ④ 古典の言葉や出来事、故事成語、ことわざ、行事にかかわる言葉、地域に残る伝説や民話等の意味や特色、由来等について調べ、報告のための文章を書いたり、発表を行ったりする。
- ⑤ 同時代の文章、同テーマの文章、古典を翻案した近代以降の文章、日本に影響を与えた中国作品等を読み比べ、人物の生き方等を分析し、生活や人生について考えたことを説明する。

#### Q6 「古典B」の授業は、どのようにすればいいですか。

A 以下に例を示します。

- ① 言葉の意味、係り結び等の文法事項、掛詞や縁語等の修辞法、文章の構成等を理解しながら、文章中に表れている筆者や登場人物等のものの見方や考え方等を正確に読み取り、自らの生活や人生と比べて共通点や相違点を分析し、人間・社会・自然等について深く考える。
- ② 文章の修辞・文体など表現の特色を吟味し、思想や感情等がどのように表現されているかを理解するとともに、巧みな描写、繊細な表現、簡潔な語調等について理解する。
- ③ 古典の言葉と現代の言葉とを比較し、意味や用法における相違点や類似点、変遷の過程等について辞書等で調べ、分かったことを報告する。
- ④ 古典の原文だけでなく、古典についての評論文等も活用し、古典の普遍的価値や、その作品が現代まで読み継がれてきた意味等について考える。
- ⑤ 書かれた時代は異なるが同じ題材を取り上げた文章、同じ時代に同じ題材を取り上げた文章等を読み比べ、分かったことや考えたことをまとめ、説明する。

# ガイドライン 地理歴史編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

## 〔地理歴史〕

### 1 教科における改訂の基本方針

- (1) 小学校及び中学校の社会科における学習の成果に立脚して、世界史、日本史、地理それぞれの科目相互の関連を重視する。
- (2) 習得した知識、概念や技能を活用して課題を探究する学習を充実させる。
- (3) 日本や世界の各時代及び各地域における風土、生活様式や文化、人々の生き方や考え方を学び、それを通じて過去や異文化に対する理解、国際社会に主体的に生きる資質を培うとともに、言語に関する能力を育成する。
- (4) 地図や年表をはじめとした様々な資料を活用した学習をより一層重視する。

### 2 各科目の特徴とねらい

| 科 目   | 特徴とねらい   |
|-------|--|
| 世界史 A | 導入時期の学習における地理・日本史との関連付けと、中学校社会科との接続に配慮した内容構成とした。また、近現代の歴史を一層重視したことや、諸資料に基づく学習を重視した内容構成とし、主題を設定して探究する活動を充実させるため、「オ 持続可能な社会への展望」を設けた。  |
| 世界史 B | 「世界史 B」は、「世界史 A」と同様、地理歴史科共通の必修科目であることを踏まえ、中学校社会科との連続性と地理的条件や日本史との関連付けに配慮する項目をおいた。また、世界史の中での日本の位置付けに留意した内容構成とするとともに、思考力・判断力・表現力等の育成を重視し、主題を設定して行う学習をすべての大項目に設定した。「オ 資料を活用して探究する地球世界の課題」では、適切な主題を生徒に設定させ、資料を用いて探究する活動を設け、持続可能な社会の実現について展望させることにした。 |
| 日本史 A | 言語活動の充実や諸資料の活用により基本的な技能を高めて、歴史的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、主題を設定して追究・探求し表現する活動を行わせる。また、近代を一つのまとまった時代として認識するとともに、政治的・経済的な視点から近代の特色を大きくとらえさせる。   |
| 日本史 B | 通史的な学習とかかわらせて言語活動の充実や諸資料の活用を行うことにより、基本的な技能を高めて歴史的な見方や考え方を身に付けさせる。また、現代の社会の形成過程とその特色を認識させるために近現代史の学習を重視する。その上で、時代の特色と現代に至る変遷を大きな視点でとらえ、総合的に考察し自分自身の言葉で明確に表現できるようにさせる。   |
| 地 理 A | 現代世界や生活圏の地理的事象や諸課題を扱う二つの大項目に内容が再構成され、日常生活との関連を重視した学習内容の充実を図り、考察する際に、歴史的背景を踏まえる旨が目標に付加された。生活圏の地域調査の中で新設された探究する学習などにより、言語活動の充実が図られている。また、地図を活用した学習を一層重視し、地理的技術の習熟が図られている。  |
| 地 理 B | 地誌的な学習を充実し、考察の際、歴史的背景を踏まえる旨が目標に付加された。内容は三つの大項目に再構成され、冒頭の大項目に「様々な地図と地理的技術」を設定するなど、地図を活用した学習を一層重視し、地理的技術の習熟が図られている。また、最後の中項目に設定された「現代世界と日本」における探究する学習などにより、言語活動の充実が図られている。   |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

- (1) 中学校社会科の学習の成果の上に立って、高等学校生徒の発達段階や科目の専門性を考慮して学ばせ、各科目の内容は、特に中学校社会科地理的分野、歴史的分野との関連が深いこと、また、公民科の各科目と相互に関連する部分が多いことなどの点も考慮して、指導計画を作成するよう留意すること。
- (2) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用すること。
- (3) 政治的教養を高め、宗教についての理解を深めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、自ら人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという、積極的な意義を十分考慮して指導に当たること。その際、教育基本法第 14 条及び第 15 条の規定に基づいて、指導に当たること。



#### (4) Q & A

##### 【教科について】

###### Q 1 地理歴史科の目標は変わったのですか。

A 平成 18 年の教育基本法改正を受けて、「国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として」の部分に「国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として」に表現を整えた。地理歴史科の目標は、「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」となり、趣旨は変わっていません。

###### Q 2 「探究」という言葉の意味は何ですか。

A 「探究」とは、生徒の発想や見方、疑問をもとに、生徒自らが主題を設定し、これまでに習得した知識、技能を用いながら、諸資料を活用して、主体的に考察する活動のことです。

###### Q 3 主題を設定して行う学習は、必ず行う必要がありますか。

A 必ず行います。その際に、適切な時間を確保し、年間指導計画の中に位置付けて段階的・継続的に指導することが大切です。また、主題の設定や資料の選択に当たっては、生徒の興味・関心や学校、地域の実態等に十分配慮することが肝要です。

##### 【世界史について】

###### Q 1 「世界史 A」「世界史 B」それぞれの改訂の要点は何ですか。

A 「世界史 A」では、世界の歴史の展開を、全時代にわたって均等に扱うのではなく、前近代史を、近現代世界を理解するための前提として位置付け、現代史をより一層重視しています。「世界史 B」では、主題を設定して行う学習を各大項目に設けて段階的・継続的に指導することとし、歴史的な見方や考え方を深化させ、歴史的思考力を培うことを目指しています。また、世界史は地理歴史科共通の必修科目として位置付けられているため、地理と歴史、日本の歴史と世界の歴史が密接に結び付いていることに気付かせることが求められ、世界史と地理や日本史との関連性をより明確にし、地理と歴史への関心や学習意欲を高めるために、「世界史 A」では、「ア 自然環境と歴史」、「イ 日本列島の中の世界の歴史」を設け、「世界史 B」では、「ア 自然環境と人類のかかわり」、「イ 日本の歴史と世界の歴史のつながり」を設けました。「A」「B」両科目で共通して、生徒が自ら主題を設定し、探究する活動を設け、持続可能な社会の実現を展望させることをねらいとしました。

###### Q 2 「世界史 A」で、現代についての課題を扱うとき、地理や公民との違いは何ですか。

A 世界の歴史の理解を踏まえて、歴史的観点から政治、経済、社会、文化、宗教、生活などの現代の課題を考察します。

###### Q 3 「世界史 A」の内容について、世界史の「基本的技能」とは何ですか。

A 世界の歴史に関する情報を収集する技能、収集した情報を整理する技能、それらを解釈し表現したり説明したりする技能などが考えられます。

###### Q 4 「世界史 B」の「時間軸からみる諸地域世界」「空間軸からみる諸地域世界」は、従前の世界史の扉の「世界史における時間と空間」を置き換えたものですか。

A 従前の世界史の扉は、時間や空間に関わる事例を取り上げ、世界史における人々の時間意識や空間意識が時代や地域により異なる事に気づかせる事を目的とし、世界史の見方に関わることで、世界史の興味関心を高めることを意図したものです。今回の「時間軸からみる諸地域世界」では、歴史的事象の前後関係を把握し、因果関係を明らかにするといった、時間的なつながりに着目して整理し、表現する技能を習得させます。「空間軸からみる諸地域世界」では、歴史事象の空間的関係を把握し、その時代の世界の特質や諸地域世界相互のかかわりを明らかにするといった、空間的なつながりに着目して整理し、表現する技能を習得させます。その際、作成した年表、地図などを活用して、主題を追究して分かったことや新たに疑問に感じたことなどを説明したり、発表したりさせ、論理的に思考し、適切に表現する技能を習得させるようにし、言語活動の充実を図ります。

**Q 5 「世界史B」では、「主題を設定」する学習等、内容が増え、時間の不足が想定されますが、どのように対応すればいいのですか。**

A 今回の改訂では、中教審の答申を踏まえて、学力の基礎として、基礎的基本的な知識の習得、知識技能を活用した課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上等を目指すことになりました。「主題を設定」する学習は、新しく内容が増えたと捉えるのではなく、世界史を教えるための視点、切り口を変えて通常の学習の中に組み込む形で行ってください。講義中心の授業内容や方法などの見直しが求められています。

## 【日本史について】

**Q 1 「日本史A」「日本史B」それぞれの改訂の要点は何ですか。**

A 「日本史A」では、「ア 歴史を考察し表現する学習の重視」と「イ 近代の大観的な学習の重視と項目の再編成」です。「日本史B」では、「ア 歴史を考察し表現する学習の重視」・「イ 近現代の学習の重視と項目の再構成」と「ウ 歴史の総合的な考察の重視」です。「A」「B」両科目で共通して、諸資料を活用して歴史を考察し、言語活動を充実して考察し表現する学習を重視しています。また、「A」科目では、歴史の展開を大きくとらえることを重視しています。「B」科目では、「歴史と資料」「歴史の解釈」「歴史の説明」「歴史の論述」という一連の学習を計画的に行うことで、歴史学習にかかわる基本的な技能を段階的に高めるようにします。

**Q 2 「日本史A」では、「近代以前」の歴史を扱わなくていいのですか。**

A 近現代全体の学習を一層重視するため、近世末期の内容は独立の項目としては扱わず、科目目標の文言も従前の「近現代を中心とする」から「近現代の」歴史の展開の考察へ改めました。近代以前の歴史は近現代と関連させて扱うことができます。

**Q 3 「日本史A」は、今回の改訂で、世界史的視野や国際環境などとの関連を重視しなくなったのですか。**

A そのようなことはありません。地理的条件や世界の歴史と関連付けながら、我が国の近現代の歴史や現代社会の成り立ちについて考察させていきます。「世界史A」「世界史B」との関連に留意し、国内外の諸事象間の因果関係を考察させる指導を重視したり、「地理A」「地理B」や中学校社会科地理分野との関連を踏まえて、我が国の近現代の歴史を地理的条件と関連付けて多面的・多角的に考察させます。

**Q 4 「日本史B」で、資料の活用や表現する技能を高めること、批判的な見方を養い因果関係を考察させることをどのように行うべきですか。**

A 「日本史B」では、「歴史と資料」「歴史の解釈」「歴史の説明」「歴史の論述」の各項目を設けています。「歴史と資料」では歴史資料から歴史事象を読み取る技能を、「歴史の解釈」では、歴史的事象の推移や変化、因果関係にかかわる思考力や諸事象の意味や意義を解釈する思考力・判断力を、「歴史の説明」では歴史の解釈の多様性や解釈を成り立たせる根拠や論理と根拠をもとに説明する思考力・判断力を、「歴史の論述」では、主題を設定し探究する思考力・判断力や探究した成果を筋道立てて論述する思考力・表現力を通史的な学習内容とかがかわらせて計画的・継続的に実施します。

**Q 5 「日本史B」で、「文化」や「地域社会の歴史と文化」を扱う際に、特に留意すべきことは何ですか。**

A 我が国の文化は、伝統を継承しながら外来の文化など新たな要素を取り入れながら発展してきました。伝統や文化について、系統的にかつ総合的に考察させることが大切です。生活文化については、衣食住では現代の生活との対比や結びつきを、風習・信仰では年中行事・冠婚葬祭・地域の伝承・ならわしなどを歴史的観点に立って考察させます。民俗学や考古学・文化人類学などの成果を活用することが考えられます。地域社会の歴史を扱う際には、我が国全体の歴史と結び付けるよう留意することが重要です。ここでの地域の範囲は歴史的・地理的条件で一つにまとまっている広域的な地域をいいます。指導に当たっては、各種資料の活用、聞き取り調査など「歩く、見る、聞く」ことによる学習方法の工夫が望まれます。また作業的・体験的な学習を重視するとともに、生徒の主体的な学習姿勢を引き出すことが大切です。

Q 6 「日本史B」は、近現代史の指導については改訂によって大きな変化はないのですか。

A 大きな変化はありません。ただし、大項目「(5) 両世界大戦期の日本と世界」では、従前の中項目「イ 政党政治の発展と大衆社会の形成」は「ア 第一次世界大戦と日本の経済」の後に置かれていましたが、今回の改訂で前後を入れ替えました。また、大項目「(6) 現代の日本と世界」では、現代の歴史を大きくとらえる趣旨から、従前、中項目「ウ 現代の日本と世界」で取り扱っていた1970年代以降も含め、政治的な視点を重視した「ア 現代日本の政治と国際社会」と経済的な視点を重視した「イ 経済の発展と国民生活の変化」の二つの中項目に再構成しました。

Q 7 中学校歴史分野の改訂の要点は何ですか。

A 「我が国の歴史の大きな流れ」を理解する学習を一層の重視し、学習内容を構造化・焦点化して示しました。各時代の特色をとらえる学習を新設したことや、大きな歴史の流れを理解するように学習内容の構造化を図るとともに、理解させるべき学習の焦点を明示するようにしています。

【地理について】

Q 1 「地理A」「地理B」それぞれの改訂の要点は何ですか。

A 両科目に共通して、科目の目標に「歴史的背景を踏まえて」考察することが付加され、まとめとして地理的な諸課題を探究する学習が設定され、言語活動の充実や地図を活用した学習が重視されています。また、「地理A」では現代世界の諸課題や日常生活との関連を重視し、地理学習の有用性に気付かせ、生徒の学習意欲を高めるよう配慮されています。「地理B」では、地誌的な学習を充実することで、より一層世界の地理的認識を深めることができるようにされ、「A」「B」両科目の性格や内容の違いについて明確化されました。以上のことから、内容構成も見直され、項目間選択は廃止されました。

Q 2 目標に記されている「地理的な見方や考え方」とはどのようなものですか。

A 日本や世界にみられる諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりで地理的事象として見だし（「地理的な見方」）、それらの地理的事象の背景や要因を、地域という枠組みの中で、地域の環境条件や他地域との結びつきなどと人間の営みとのかかわりに着目して追究し、とらえる（「地理的な考え方」）ことです。

Q 3 地理で求められている「地理的技能」とはどのようなものですか。

A 例えば、「地理情報を収集(選別・処理・表現)する」、「情報を地理情報化(地図化)する」、「地理的事象を地図を通して追究しとらえる」といったことがあげられます。

Q 4 「地理A」の目標にある「地理的な諸課題」とはどのような課題ですか。

A 現代世界が取り組んでいる諸課題のうち、地域性を踏まえて考察することによって問題の所在や解決の見通しなどが、より明確になる課題をさします。

Q 5 「地理A」で実施が求められている「地域調査」は、中学校の「地域調査」とどのような違いがありますか。

A 中学生と高校生との生活圏の規模の違いを意味しているものではありません。中学校では「市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表方法の基礎」を扱います。高校では「地域調査を実施し、その方法が身につくように工夫する」とともに、課題について「解決に向けた取組などについて探究する」となっており、生徒が主体的に課題を見いだす探究項目として扱います。

Q 6 「地理B」の目標にある「系統地理的に考察する」「地誌的に考察する」とはどのようなことですか。

A 「系統地理的に考察する」とは、現代世界の地理的事象を、自然環境や資源、人口、生活文化などの項目別に取り上げ、現代世界にみられる地理的事象の一般原理(空間的な規則性、傾向性やそれらの要因)を明らかにすることです。また、「地誌的に考察する」とは、大小様々な規模の地域を多面的・多角的に取り上げ、当該地域の地域的特色を明らかにすることです。その際、取り上げた地域の多様な事象を項目ごとに整理して考察する静態地誌、特色ある事象と他の事象を有機的に関連付けて考察する動態地誌、及び二つの地域を比較して考察する比較地誌の三つの方法があります。今回の改訂の特色から、地域の歴史的背景を考慮し、空間軸と時間軸の両面から考察ことが求められます。

# ガイドライン 公民編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# 〔公 民〕

## 1 教科における改訂の基本方針

- (1) 各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、習得した知識や概念、技能などを用いて、各科目でまとめとしてそれぞれの特質に応じた諸課題について探究させる。
- (2) 現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したり、討論したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させる。
- (3) 社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習などを重視する。
- (4) グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大等に対応して、法や金融、消費者に関する学習を充実する。
- (5) 人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視する。

## 2 各科目の特徴とねらい

| 科 目   | 特徴とねらい  |
|-------|---|
| 現代社会  | 科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸問題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。また、青年期についての学習の中で伝統や文化を扱うこと、法に関する学習では、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方について理解させること、経済に関する学習では金融、消費者、私法に関する内容の充実を図ることとした。 |
| 倫 理   | 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、他者と共に生きる主体としての豊かな自己形成を図ることができるようにするため、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探究できるようにした。   |
| 政治・経済 | 習得した知識、概念や理論などを活用し、持続可能な社会の形成という観点から課題を探究させ、政治や経済についての見方や考え方を身に付けさせるという従前の構成を引き継ぎ、一層の充実を図ることとした。その際、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図るとともに、国際政治において文化や宗教の多様性についても理解させることとした。   |

## 3 教育課程編成・実施上の留意点

- (1) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用すること。
- (2) 政治的教養を高め、宗教についての理解を深めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、自ら人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという、積極的な意義を十分考慮して指導に当たること。その際、教育基本法第 14 条及び第 15 条の規定に基づいて、指導に当たること。

### (3) Q & A

#### 【公民全般について】

Q 1 「宗教」に関する取扱いの充実はどのような背景からきていますか。

A 学習指導要領の作成のベースになっている中教審答申に、「宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であり・・・」とあります。ただし、「特定の宗教のための」宗教教育や宗教活動は、憲法や教育基本法の理念からして行うことはできません。(教育基本法第 15 条第 1 項、2 項)

Q2 「道徳教育の全体計画」にもなっており、公民科で用意すべき点は何ですか。

A 道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められています。特に、公民科の「現代社会」及び「倫理」には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要があります。

Q3 「3科目共通」の目標として掲げられている「良識ある公民としての必要な能力と態度」とは何ですか。

A 広く自らの個性を發揮、伸長しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、国家・社会の有為な形成者として平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に社会の形成に参画する態度のことで、この能力と態度を育てることが、公民科の究極のねらいであること示しています。

## 【現代社会について】

Q1 「現代社会」の改訂の要点は何ですか。

A 道徳教育及び基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用する学習活動を充実させる観点から、社会の主体的な形成者として、社会の在り方について考察するための基本的な枠組みを学んだり、人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論したり考えたりしてその自覚を一層深めました。

Q2 「幸福、正義、公正」は、どのような関係にありますか。

A 一人一人の人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めています。個々人は、自らの「幸福」を願い、充実した人生を求めているのであって、こうした願いができる限り実現できるよう配慮されていることが、現代社会の諸課題を考察する上で大切なことと言えます。しかし、自己の幸福の追求は、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突することがあります。そこで、このような対立や衝突を調整し、いかによりよい社会を形成すべきか考察することが必要です。そのとき、すべての人にとって望ましい解決策を考えることを、ここでは「正義」について考えることであるととらえているのです。「正義」について考える際に、必要となってくるのが「公正」です。すなわち、「公正」とは、対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程において、また、その結果の内容において、個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることです。また、「公正」であるとは、社会の制度や規範、あるいは行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることということもできます。例えば、対立や衝突の調整を図る場合、当事者のうち片方の主張だけを取り上げていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数者の幸福を図るようにしているかなど、手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどを一つの目安として考えることができます。以上のように、「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切です。

Q3 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方「ア 青年期と自己の形成」について、郷土の歴史や文化を扱うことは可能ですか。

A ここでは、伝統や文化と自らの行動様式や考え方との関係について考察させることになっており、郷土の歴史や文化の理解がねらいではありませんが、素材として扱うことは可能です。

Q4 「(3) 共に生きる社会を目指して」について、「持続可能な社会」を扱う背景は何ですか。

A 「持続可能な社会の形成に参画」については、今回の改訂において、課題探究の観点として取り入れられたものです。これは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が大きいという指摘を踏まえて、新たに取り入れられたことに留意する必要があります。またこうした社会の形成に参画するためには、諸課題の考察を通して持続可能な社会の形成に参画する態度や意欲をはぐくむことが大切です。

Q 5 「学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意する」とはどういうことですか。

A 今回の改訂では言語活動の充実を図っていることもあり、探究した結果のみならず、探究した過程についても分かりやすく表現することが求められています。探究の過程で、どのような資料をどのような基準で収集し選択したのか、その資料を活用してどのように考察し、どのような根拠で結論を得たのかについて表現することを意味しています。その際、それらのことをどのように説明すれば、あるいはどのように示せば、他者によりよく伝えることができるかについて考えさせながら、表現力を育てることが大切です。

【倫理について】

Q 1 「倫理」の改訂の要点は何ですか。

A 人間の存在や価値について思索を深め、生徒が自らの人格の形成に努める実践的な態度を育てるといふ、「倫理」が従来からもっている基本的な性格は、変わることなく継承されています。

Q 2 目標の冒頭の記述に「生命に対する畏敬の念に基づいて」と加えられましたが、どういう意味ですか。

A 生命に対する畏敬の念は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、人間だけでなくすべての生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、恐れ、敬い、尊ぶことを意味しています。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方についての自覚を深めていくことが求められているのです。

Q 3 目標の「生きる主体としての自己の確立」の前に「他者と共に」が加えられた理由は何ですか。

A 自らの人生観、世界観ないし価値観が単なる独り善がりなものであってはなりません。「生きる主体としての自己」は、他者と切り離された存在ではなく、「他者と共に生きる」存在としての自己です。つまり、「他者と共に生きる主体としての自己の確立」を促すことによって、他者とのかかわりや社会とのかかわりについて主体的に適切な関係をもつことができるようになります。このように、「倫理」の指導においては、人間についての客観的認識から、いかに生き、いかなる人間になることを目指すかという主体的な自覚を深めさせることを目指しているのです。

Q 4 「論理的思考力や表現力を身に付けさせる」とあり、「論述したり討論したりするなどの活動を通して」とあるのは、どういう意味ですか。

A 現代の倫理的課題の探究のためには、主体的に考え、自らの意見を整理して発表し、異なった意見をもつ人と議論する能力が必要であることを述べたものです。そのためには、自らの考えを導き出した理由や根拠が十分なものであるか、前提が隠れたりしていないか、感情や利害に基づいて結論を導き出していないか、結論を出すに当たって様々な意見を公平に考慮しているかなど、理性的で倫理的な立場を忘れず、筋道を立てて考え、自らの考えを批判的に吟味する力が必要です。その際に、物事の根底にある価値観を見極めようとする態度、既にある見方や価値観にとらわれず、新しい考え方や可能性に目を向ける態度を身に付けることが求められているのです。また、現代の倫理的課題が必ずしも一つの正答があるとは限らない課題であることから、そのような課題を主体的に考えるためには、異なった意見をもつ人と議論する力を身に付けなければなりません。つまり、様々な条件や状況を考慮しながら議論を深める必要があり、自らの意見を相手に正確に伝えるとともに相手の意見を理解し、それぞれの意見の違いが根底においてどのような価値観に基づいて生じているのかを明らかにし、その上でなお、課題解決の方向を探っていくことが求められるのです。以上のような能力や態度を、単に知識を与えることによってではなく、生徒が具体的な問題を手掛かりに自ら主体的に考え、議論を深め、その解決の方策を探ることを通して、身に付けるように工夫することが重要です。

## 【政治・経済について】

Q 1 「政治・経済」の改訂の要点は何ですか。

A グローバル化や規制緩和が進展し一層の変化が予想される社会において、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力の育成が求められていることに留意しました。これらの資質や能力は、今までと同様に、自ら考え、判断し行動できる資質や能力の基礎として、見方や考え方を深めることに重点を置いた学習が必要となります。

Q 2 「政治・経済」で今まで「探究」という言葉を使っていた箇所が、今回「把握」という言葉に変更されていますが、違いはありますか。

A 今回「探究」という言葉は、最後に課題を考察する場合に用いることとしたため、途中で考察する場合の言葉は、「把握」としました。その他、現行の現代社会では「考えさせる」、政治・経済では「考察」となっていた表現を、今回「考察」に統一して表記(言葉遣い)を揃えています。

Q 3 現代における諸課題を扱う際、「現代社会」との異なる点とは何ですか。

A 探究する活動について、「現代社会」「政治・経済」ともに、地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定させるものの、「現代社会」においては、「個人と社会の関係」、「社会と社会の関係」、「現役世代と将来世代の関係」のいずれかに着目し、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など様々な観点から探究させることが大切です。一方、「政治・経済」は、政治や経済の基本的な概念や理論の上に立って、事実に基づいて多様な角度から探究し、理論と現実との相互関連を理解させます。政治や経済の概念や理論を学んだ成果を生かして現実社会の諸課題について探究させることが大切です。

Q 4 現代の政治について、内容の取扱いの留意点として「裁判員制度を扱うこと」とありますが、どういうことですか。

A 「裁判員制度を扱うこと」を通して、国民の司法参加の意義を理解させるとともに、刑罰の意義、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるなど指導を工夫することが考えられます。

Q 5 現代の経済について、内容の取扱いの留意点として「金融に関する環境の変化にも触れること」とありますが、どういうことですか。

A 金融業界の自由化や金利の自由化に伴う金融に関する経済環境の変化による国民経済や、家計、企業への影響について理解させることが大切です。さらに、金融機関の倒産などにより金融市場の信頼性が著しく損なわれると、大規模な信用収縮が起き、資金の流れが滞ってしまい、経済活動に大きな影響を与えることに気付かせる必要があります。また、クレジットやローンなど日常生活の中での金融の役割、貸し手及び借り手の自己責任の原則や契約の重要性について、具体的に理解させるようにします。その際、多重債務問題にも触れるようにします。



# ガイドライン

## 数学編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# 〔数 学〕

## 1 教科における改訂の基本方針

目標の主な変更点は、次の5点である。

- ① 「数学的活動の重視」を目標の文頭に上げることにより、一層重視する意図を示したこと。
- ② 「理解」を「体系的な理解」とすることにより、数学をさまざまな場面で活用するためには、知識を体系的に理解する必要があることを強調したこと。
- ③ 「処理」を「表現」とすることにより、思考力・判断力・表現力等の育成の重視と言語活動の充実を示したこと。
- ④ 「数学の見方考え方のよさ」を「数学のよさ」とすることにより、数学の概念や原理・法則のよさ、数学的な表現や処理のよさ、数学の実用性や汎用性などの特長、数学的活動や思索することの楽しさなどを含めたこと。
- ⑤ 「数学的論拠に基づいて判断する態度」を挿入することにより、様々な場面で事象の数学的側面に着目し、考察・処理してその結果を解釈し、それを基に合理的な判断を行う態度を育成することを示すとともに、高等学校の数学教育が現代社会を生きるために必要な資質・能力を育むことを示したこと。

## 2 各科目の特徴とねらい

### (1) 必修科目

| 科 目   | 特徴とねらい   |
|-------|--|
| 数 学 I | 数学科の必修科目はこの科目だけであり、すべての高校生に必要な内容として、「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」の4つの内容で構成されている。<br>また、数学的活動を重視し、主体的な学習を促し、数学のよさを認識できるように課題学習を位置付けている。 |

### (2) 選択科目(内容をすべてを履修)

| 科 目     | 特徴とねらい   |
|---------|--|
| 数 学 II  | 「数学I」を履修した後に、履修させることを原則としている。この科目は、高等学校数学の根幹をなす内容について学習し広い数学的な資質・能力を育てるため、「数学I」の内容を発展、拡充させるとともに、「数学III」への学習の系統性に配慮し、「いろいろな式」、「図形と方程式」、「指数関数・対数関数」、「三角関数」、「微分・積分の考え」の5つの内容で構成されている。   |
| 数 学 III | 「数学II」を履修した後に、履修させることを原則としている。この科目は、数学に強い興味や関心をもって更に深く学習しようとする生徒や、将来、数学が必要な専門分野に進もうとする生徒が履修する科目であり、「数学II」の内容を発展、充実させるとともに、内容相互の関連を重視し、「平面上の曲線と複素数平面」、「極限」、「微分法」、「積分法」の4つの内容で構成されている。 |
| 数学活用    | 従前の「数学基礎」の趣旨を生かし、その内容を更に発展させた科目であるが、「数学活用」は、必修科目ではない。<br>「数学活用」は、数学と人間とのかかわりや数学の社会的有用性についての認識を深め、事象を数学的に考察する能力や、数学を積極的に活用する態度を育成することを目標としている。  |

### (3) 選択科目(内容を適宜選択して履修)

| 科 目   | 特徴とねらい  |
|-------|---|
| 数 学 A | 「数学I」と並行してあるいは「数学I」を履修した後に履修させることを原則としている。「場合の数と確率」、「整数の性質」及び「図形の性質」の3つの内容で構成されている。<br>また、数学的活動を重視し、主体的な学習を促し、数学のよさを認識できるように課題学習を位置付けている。 |
| 数 学 B | 「数学I」を履修した後に、履修させることを原則としている。<br>「確率分布と統計的な推測」、「数列」及び「ベクトル」の3つの内容で構成されている。  |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

#### ○ Q & A

**Q 1 必履修科目は何ですか。**

A 「数学Ⅰ」です。従前の学習指導要領では「数学Ⅰ」「数学基礎」の選択必履修でしたが、今回の改訂ではすべての高校生に必要な数学的素養として、共通必履修科目である「数学Ⅰ」が設けられています。

**Q 2 必履修科目「数学Ⅰ」の単位数を減じることができるのはどのような場合ですか。**

A 標準単位数は3単位ですが、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には2単位とすることができます。ただし、2単位とした場合でも「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」及び課題学習はすべて扱うなど教科及び科目の目標を実現できる範囲で行なわなければなりません。

**Q 3 科目の履修順序について留意する点は何ですか。**

A 「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」を履修させる場合は、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」の順に履修させます。

「数学A」については、「数学Ⅰ」と並行してあるいは「数学Ⅰ」を履修した後に履修させ、「数学B」については、「数学Ⅰ」を履修した後に履修させます。

「数学活用」については、多様な特性等をもつ生徒に対応できる科目として設けられており、他の科目との履修の順序は定められていません。

**Q 4 1年で「数学Ⅱ」、2年で「数学Ⅲ」を履修する場合に留意する点は何ですか。**

A 「数学Ⅱ」を履修する場合は、それまでに「数学Ⅰ」の履修を終えておく必要があります。例えば、1年次において「数学Ⅰ」3単位及び「数学Ⅱ」4単位のうち1単位を履修する場合、初めに「数学Ⅰ」をまとめて履修し、その後「数学Ⅱ」1単位分を履修することが考えられます。「数学Ⅲ」を履修する場合も同様に、それまでに「数学Ⅱ」の履修を終えておく必要があります。

**Q 5 学校設定科目について、どのような科目が考えられますか。**

A 各学校の生徒の習熟度や実態及び学科の特色を考慮し、次のような科目を設置することが考えられます。

- ① 中学校の内容の習熟と高等学校数学への導入を目的とする科目 例：「高校数学入門」など
- ② 数学に対する興味・関心を高める科目 例：「数学史」など
- ③ 高校数学の補完的な内容の科目 例：「複素数と幾何学」など
- ④ 発展的・拡充的な内容を取り扱う科目 例：「統計学入門」など
- ⑤ 数学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A、Bの複数の科目にわたる内容を、統一的な見方で再構築する科目 例：「数学ⅠⅡ」など

なお、複数の科目にわたる内容を統一的な見方で再構築する科目の場合、問題演習のみにとどまることなく数学のよさを認識できるよう留意してください。

また、本県ですでに設置されている「学校設定教科・科目」については、年度毎に「鳥取県立高等学校学校設定教科・科目一覧表」としてまとめられており、活用することができます。

**Q 6 言語活動の充実を図る事例として、どのようなことが考えられますか。**

A 次のような活動が考えられます。

- ① 問題の解答を板書させ、どのように考えて解いたかを説明させたり、どのようにすればよりよい表現になるかを考えさせたりする。
- ② グループ学習において、根拠を明らかにして自らの考えを説明させたり、議論させたりする。
- ③ 問題の解決で、誤った解答に対しては、どこが誤りか、誤っていると言える理由は何か、どこをどのように修正すれば正答になるかなどを生徒に考えさせ説明させる。
- ④ 授業のまとめとして、その時間のポイントなどを生徒に表現させる。
- ⑤ 考えた内容をレポートとしてまとめさせる。

Q7 課題学習で求められていることは何ですか。

A 「課題学習」は、生徒の主体的な学習を促し数学のよさを認識できるようにするため、必修科目である「数学Ⅰ」と多くの生徒の選択が見込まれる「数学A」に設けられました。

実施に当たっては、課題を理解する、結果を予想する、解決の方向を構想する、解決する、解決の過程を振り返ってよりよい解決を考えたり、更に課題を発展させたりする、という一連の生徒の数学的活動を一層重視するとともに、適宜自分の考えを発表したり議論したりするなどの活動が求められています。

#### 4 教育課程の編成例

各学校のコース、類型等の特色にあった教育課程の編成が必要となる。参考として、いくつかの編成例を示しておく。○数字は必修科目を示し、( )内数字は選択科目群での想定である。

##### ① 普通科(文科系)

| 科目   | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|------|------|----|----|----|
| 数学Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| 数学Ⅱ  | 4    |    | 4  |    |
| 数学Ⅲ  | 5    |    |    |    |
| 数学A  | 2    | 2  |    |    |
| 数学B  | 2    |    | 2  |    |
| 数学活用 | 2    |    |    |    |
| 学校設定 | 2～4  |    |    | 2  |
| 学校設定 | 2～4  |    |    | 3  |

##### ② 普通科(理科系)

| 科目   | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|------|------|----|----|----|
| 数学Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| 数学Ⅱ  | 4    |    | 4  |    |
| 数学Ⅲ  | 5    |    |    | 5  |
| 数学A  | 2    | 2  |    |    |
| 数学B  | 2    |    | 3  |    |
| 数学活用 | 2    |    |    |    |
| 学校設定 | 2～4  |    |    | 3  |

##### ③ 総合学科

| 科目   | 標準単位 | 1年  | 2年  | 3年  |
|------|------|-----|-----|-----|
| 数学Ⅰ  | 3    | ③   |     |     |
| 数学Ⅱ  | 4    |     | (2) | (2) |
| 数学Ⅲ  | 5    |     |     |     |
| 数学A  | 2    | (2) |     |     |
| 数学B  | 2    |     | (2) |     |
| 数学活用 | 2    |     |     | (2) |

##### ④ 専門学科(工業)

| 科目   | 標準単位 | 1年 | 2年  | 3年  |
|------|------|----|-----|-----|
| 数学Ⅰ  | 3    | ③  |     |     |
| 数学Ⅱ  | 4    |    | 4   |     |
| 数学Ⅲ  | 5    |    |     | (5) |
| 数学A  | 2    | 2  |     |     |
| 数学B  | 2    |    | (2) |     |
| 数学活用 | 2    |    |     | (2) |

##### ⑤ 専門学科(商業・家庭・農業・水産)

| 科目   | 標準単位 | 1年 | 2年  | 3年  |
|------|------|----|-----|-----|
| 数学Ⅰ  | 3    | ③  |     |     |
| 数学Ⅱ  | 4    |    | (2) | (2) |
| 数学Ⅲ  | 5    |    |     |     |
| 数学A  | 2    |    |     | (2) |
| 数学B  | 2    |    |     |     |
| 数学活用 | 2    |    |     |     |

##### ⑥ 数学Ⅱ、数学Ⅲを早期履修する場合

| 科目   | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|------|------|----|----|----|
| 数学Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| 数学Ⅱ  | 4    | 1  | 3  |    |
| 数学Ⅲ  | 5    |    | 1  | 4  |
| 数学A  | 2    | 2  |    |    |
| 数学B  | 2    |    | 2  |    |
| 数学活用 | 2    |    |    |    |
| 学校設定 | 2～4  |    |    | 4  |

# ガイドライン

## 理科編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

## 〔理科〕

### 1 教科における改訂の基本方針

改訂にあたっての基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と探究的な学習活動の一層の充実。
- ② 基礎的な科学的素養を幅広く養い、履修の柔軟性を向上。
- ③ 今日の科学や科学技術の急速な進展への対応。

小中高等学校を通した理科の内容の構造化が図られ、科学や科学技術の成果と日常生活や社会との関連にも配慮した内容になっている。

次に、教科としての目標は、次のように変更された。

#### 【現行】

自然に対する関心や探究心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。



#### 【改訂後】

自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め」とあるのは、自然の事物・現象に対する興味や関心を喚起し、問題を見出し主体的に解決しようとする意欲を高めることを示している。改善の要点の一つである探究的な学習の充実へとつなげていくためにも知的好奇心や探究心を喚起し、科学を学ぶ意義や楽しさを実感させながら、自然の事物・現象を主体的に学ぼうとする態度を育てることが大切である。

「目的意識を持って観察、実験などを行い」とあるのは、科学的に探究する能力や態度を身につけさせたり、自然の事物・現象についての体系的な知識を得させたりするため、生徒が目的意識をもって観察や実験などを行うように配慮し指導することを示している。観察や実験の目的を一人一人の生徒が明確に把握し、見通しをもって観察、実験などを主体的に行うように指導することが大切である。

### 2 各科目の特徴とねらい

#### (1) 理科の科目構成

| 改訂前   |       | 改訂後     |       |
|-------|-------|---------|-------|
| 科目名   | 標準単位数 | 科目名     | 標準単位数 |
| 理科基礎  | 2     | 科学と人間生活 | 2     |
| 理科総合A | 2     | 物理基礎    | 2     |
| 理科総合B | 2     | 物理      | 4     |
| 物理Ⅰ   | 3     | 化学基礎    | 2     |
| 物理Ⅱ   | 3     | 化学      | 4     |
| 化学Ⅰ   | 3     | 生物基礎    | 2     |
| 化学Ⅱ   | 3     | 生物      | 4     |
| 生物Ⅰ   | 3     | 地学基礎    | 2     |
| 生物Ⅱ   | 3     | 地学      | 4     |
| 地学Ⅰ   | 3     | 理科課題研究  | 1     |
| 地学Ⅱ   | 3     |         |       |

(2) 各科目のねらい

| 科 目                                | 特徴とねらい  |
|------------------------------------|---|
| 「科学と人間生活」                          | 物理、化学、生物、地学の領域から、科学と人間生活とのかかわりの深いテーマを取り上げ、自然や科学技術について観察、実験を通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然や科学技術に関する興味・関心を高めることができるようにした。   |
| 「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」(基礎を付した科目) | ① 多くの生徒が履修し科学の基礎的な素養が身に付けられるように、より基本的な内容で構成した。その際、科学の急速な進展に伴って変化した内容については、学習内容の見直しを行った。<br>② 理科に対する興味・関心を高め、理科を学ぶことの意義や有用性を実感させるため、日常生活や社会との関連を重視した。<br>③ 観察、実験を重視するとともに、従前の「I」を付した科目と同様、各大項目に探究活動を位置付け探究的な学習の推進を図ることとした。 |
| 「物理」「化学」「生物」「地学」                   | ① 生徒の興味・関心等に応じ、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」を選択した場合には従前同様に系統的な学習ができるようにした。その際、科学の急速な進展に伴って変化した内容については、学習内容の見直しを行った。<br>② 「基礎を付した科目」に引き続き、大項目に探究活動を新たに位置付け、探究的な学習の推進を図ることとした。<br>③ 従前選択して履修させていた項目を必修化し、指導内容を充実した。                   |
| 「理科課題研究」                           | 先端科学や学際的領域に関する研究なども扱えるように改善し、基礎を付した科目や「物理」、「化学」、「生物」、「地学」での探究活動の成果を踏まえ、課題を設定し研究を行えるようにした。また、標準単位数を1単位とし、指導に効果的な場合には、授業を特定の期間に行えるようにした。  |

3 教育課程編成・実施上の留意点

(1) 必修科目については、次の2つのうちからいずれかを選択できるように変更された。

- ① 「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうち「科学と人間生活」を含む2科目を履修させる。
- ② 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修させる。

(2) Q & A

Q 1 各科目の履修について注意することは何ですか。

A 以下のとおりです。

- ① 「物理」「化学」「生物」「地学」の各科目については、該当の「〇〇基礎」(基礎を付した科目)を履修した後に履修させること。
- ② 「科学と人間生活」については、特に履修の順序は示されていないが、観察や実験などを中心に扱い、自然や科学技術に対する興味・関心を高めることを目標としていることから、「科学と人間生活」を履修させ、生徒の興味や関心を高めた後、基礎を付した科目を選択させたり、基礎を付した科目との関連を図りながら並行して履修させたりすることが考えられる。
- ③ 「理科課題研究」については、1つ以上の基礎を付した科目を履修した後に履修させること。

〔「理科課題研究」のまとめ取りについて〕

そのすべてあるいは一部をまとめ取りすることが可能である。ただし、当該科目に配当された単位数相当の指導時間を確保することが前提である。

Q 2 「科学と人間生活」の特色、内容及び取扱いはどのようになっていますか。

A 以下のとおりです。

〔特色〕

「科学と人間生活(2単位)」は、中学校理科で学習した内容を基礎として、自然に対する理解や科学技術の発展が、日常生活や社会に与えてきた影響や果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを中心にして学び、科学的な見方や考え方を養い、科学に対する興味・関心を高めていくという点に特色をもつ科目である。

### 〔内容および取り扱い〕

「科学と人間生活」の内容は、「(1) 科学技術の発展」、「(2) 人間生活の中の科学」及び「(3) これからの科学と人間生活」の3つの大項目で構成されている。

「(2) 人間生活の中の科学」では、「ア 光や熱の科学(物理領域)」、「イ 物質の科学(化学領域)」、「ウ 生命の科学(生物領域)」、「エ 宇宙や地球の科学(地学領域)」の4つの中項目を設けている。また、各中項目はそれぞれ(ア)と(イ)の小項目からなり、いずれかを選択して学ぶことになっている。

### Q3 新科目「理科課題研究」の取扱いはどのようになっていますか。

A 「理科課題研究」は、生徒自らが科学に関する課題を設定し、探究活動などで用いた探究の方法(情報の収集、仮説の設定、実験の計画、実験による検証、実験データの分析・解釈など)を活用して個人又はグループで研究を行わせ、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに、創造的な思考力を養うことを意図した科目です。この科目は、従前の「Ⅱを付した科目」の中に位置付けていた「課題研究」を、先端科学や学際的領域に関する研究なども扱えるように改善し、新しく科目として設定したものです。

### 〔「理科課題研究」の内容の構成〕

- ① 特定の自然の事物・現象に関する研究
- ② 先端科学や学際的領域に関する研究
- ③ 自然環境の調査に基づく研究
- ④ 科学を発展させた実験に関する研究

### 〔取扱いに当たっての配慮事項〕

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の①～④の中から、個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の①～④の中から2項目以上にまたがる課題を設定することができる。

イ 指導に効果的な場合には、大学や研究機関、博物館などと積極的に連携、協力を図ること。

ウ 研究の成果について、報告書を作成させ、発表を行う機会を設けること。

### 〔内容の範囲や程度についての配慮事項〕

ア 内容の①については、高等学校理科の内容と関連した自然の事物・現象に関するものを扱うこと。

イ 内容の④については、科学の歴史における著名な実験などを行い、原理・法則の確立の経緯とも関連付けて扱うこと。

### Q4 中学校理科との接続については、どのような点に配慮が必要ですか。

A 「科学と人間生活」に加えて、従前の「Ⅰを付した科目」、「Ⅱを付した科目」の内容のうち、中学校と高等学校との接続を考慮しながら、より基本的な内容で構成し、観察、実験などを行い、基本的な概念や探究方法を学習する科目として、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」(基礎を付した科目)が設けられました。

これらの「基礎を付した科目」および「科学と人間生活」は、中学校理科との接続の観点から、高等学校の比較的早い段階での履修が効果的であると考えられます。

なお、小学校、中学校及び基礎を付した科目について、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」を柱とした内容の構成は、「高等学校学習指導要領解説 理科編 理数編 平成21年12月」の図1、図2(8～11ページ)を参照して下さい。

また、高等学校から中学校に移行した主な内容を以下に示します。

#### 〔中学校理科・第1分野〕

- ① 力とばねの伸び、② 重さと質量の違い、③ 水圧、④ プラスチック、⑤ 電力量、⑥ 熱量
- ⑦ 電子、⑧ 直流と交流の違い、⑨ 力の合成と分解、⑩ 仕事、⑪ 仕事率
- ⑫ 水溶液の電気伝導性、⑬ 原子の成り立ちとイオン、⑭ 化学変化と電池
- ⑮ 熱の伝わり方、⑯ エネルギー変換の効率、⑰ 放射線、⑱ 自然環境の保全と科学技術の利用

#### 〔中学校理科・第2分野〕

- ① 種子をつくらぬ植物の仲間、② 無脊椎動物の仲間、③ 生物の変遷と進化
- ④ 日本の天気の特徴、⑤ 大気の動きと海洋の影響、⑥ 遺伝の規則性と遺伝子、⑦ DNA
- ⑧ 月の運動と見え方、⑨ 日食、⑩ 月食、⑪ 銀河系の存在、⑫ 地球温暖化、⑬ 外来種
- ⑭ 自然環境の保全と科学技術の利用



**Q5 指導計画の作成と内容の取扱いに当たって配慮する事項は何ですか。**

A 以下のとおりです。

〔指導計画の作成〕※Q1のAで述べた内容に加えて、次の2点が挙げられる。

① 大学や研究機関、博物館などとの連携

各科目の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館、科学館、植物園、動物園、水族館などの施設を活用したり、積極的に連携、協力を図るようにすること。

② 学習内容の相互の関連と系統性

履修に当たっては、当該科目や他の科目の内容及び数学科や家庭科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習の内容の系統性に留意すること。

〔内容の取扱い〕

① 思考力や判断力、表現力を育成する学習活動の充実。

指導に当たっては、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。また、結果を分析し解釈して自らの考えを導き出す学習活動や、それらを表現する学習活動は、言語力の育成につながるものであることに留意すること。

② 生命の尊重と自然環境の保全

生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。

③ 事故防止、薬品などの管理及び廃棄物の処理

観察、実験、野外観察、調査などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。

(器具、薬品の管理)

実験室や保管庫は、常に整備点検を心掛ける。保管庫は、地震により転倒しないよう固定し、毒物、劇物などを保管する場合は必ず施錠すること。

(観察・実験中の事故防止)

- ・予備実験を行うこと。野外観察や調査においても、事前に実地踏査を行うこと。
- ・同時に多数のグループが観察、実験を行う場合の換気や使用電気量などの危険要素についても検討しておくこと。
- ・実験に使用する薬品の量をできるだけ少なくするよう工夫すること。
- ・救急箱や消火器等を用意し事故に備えること。
- ・負傷者に対する応急処置、病院への連絡、他の生徒に対する指導等を準備しておくこと。
- ・観察や実験のときは、保護眼鏡と白衣等を着用させるようにすること。

(廃棄物の処理)

有毒な薬品やこれらを含む廃棄物の処理は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、環境保全関係の法律に従って処理する必要がある。

(その他)

遺伝子組換え実験や放射性同位体を用いた実験を行う場合には、関連法令に従い、機器や試料を適切に保管・管理する必要がある。

④ コンピュータなどの活用

指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計や処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。

**Q6 言語活動の充実について、理科ではどのような配慮が必要ですか。**

A 理科においても、思考力や判断力、表現力を育成する学習活動の充実にかかわって学習指導要領解説理科編の第3款の2の(1)で「各科目の指導に当たっては、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。」として言語活動の充実を求めています。具体的には、次のような配慮が考えられます。

① 年間の指導計画を見通して、観察や実験などを十分にを行い、生徒が結果を分析して解釈する機会やそれらを行うための時間を確保すること。

② 観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出す学習活動においては、生徒に観察や実験の目的を十分理解させ、生徒が主体的に取り組むようにすることが求められる。また、科学的な思考力や判断力を育成するため、生徒一人一人にじっくり考えさせるとともに、グループで協議させた後、自らの考えをまとめさせることも考えられる。結果を分析し解釈して自らの考えを導き出す学習活動や、それらを表現する学習活動は、言語力の育成につながるものであることにも留意する。

- ③ 自らの考えを表現する学習活動においては、特に、初期の段階では思考を促し表現させるような指導が大切である。報告書を作成させる際には、その見通しをもたせるため、例えば、前年度の報告書などを参考として提示し、活用させることが考えられる。

#### 4 教育課程の編成例

各学校のコース、類型等の特色にあった教育課程の編成が必要となる。参考として、いくつかの編成例を示しておく。○数字は必履修科目を示し、( ) [ ] 内数字は選択科目群での想定である。

##### ① 普通科・理科類型(パターン1)

| 科目      | 標準単位 | 1年 | 2年  | 3年  |
|---------|------|----|-----|-----|
| 科学と人間生活 | 2    |    |     |     |
| 物理基礎    | 2    |    | ②   |     |
| 物理      | 4    |    | (2) | (4) |
| 化学基礎    | 2    | ②  |     |     |
| 化学      | 4    |    | 3   | 3   |
| 生物基礎    | 2    | ②  |     |     |
| 生物      | 4    |    | (2) | (4) |
| 地学基礎    | 2    |    |     |     |
| 地学      | 4    |    |     |     |
| 理科課題研究  | 1    |    |     | 1   |

※2年の物理・生物は、物理基礎を履修した後に履修。

##### ③ 普通科・文科類型(パターン1)

| 科目      | 標準単位 | 1年 | 2年  | 3年  |
|---------|------|----|-----|-----|
| 科学と人間生活 | 2    |    |     |     |
| 物理基礎    | 2    |    |     |     |
| 物理      | 4    |    |     |     |
| 化学基礎    | 2    | ②  |     |     |
| 化学      | 4    |    | (2) | (4) |
| 生物基礎    | 2    | ②  |     |     |
| 生物      | 4    |    | (2) | (4) |
| 地学基礎    | 2    |    | ②   |     |
| 地学      | 4    |    | (2) | (4) |
| 理科課題研究  | 1    |    |     |     |

※2年の化学・生物・地学は、地学基礎を履修した後に履修。

##### ⑤ 理科の基本を学習

| 科目      | 標準単位 | 1年  | 2年  | 3年  |
|---------|------|-----|-----|-----|
| 科学と人間生活 | 2    | ②   |     |     |
| 物理基礎    | 2    | (②) |     |     |
| 物理      | 4    |     | (2) | (2) |
| 化学基礎    | 2    | (②) |     |     |
| 化学      | 4    |     | (2) | (2) |
| 生物基礎    | 2    | (②) |     |     |
| 生物      | 4    |     | (2) | (2) |
| 地学基礎    | 2    | (②) |     |     |
| 地学      | 4    |     | (2) | (2) |
| 理科課題研究  | 1    |     |     |     |

##### ② 普通科・理科類型(パターン2)

| 科目      | 標準単位 | 1年 | 2年  | 3年  |
|---------|------|----|-----|-----|
| 科学と人間生活 | 2    | ②  |     |     |
| 物理基礎    | 2    |    | (2) |     |
| 物理      | 4    |    | [2] | (4) |
| 化学基礎    | 2    | ②  |     |     |
| 化学      | 4    |    | 3   | 3   |
| 生物基礎    | 2    |    | (2) |     |
| 生物      | 4    |    | [2] | (4) |
| 地学基礎    | 2    |    |     |     |
| 地学      | 4    |    |     |     |
| 理科課題研究  | 1    |    |     | 1   |

※2年の物理・生物は、物理基礎・生物基礎を履修した後に履修。

##### ④ 普通科・文科類型(パターン2)

| 科目      | 標準単位 | 1年 | 2年  | 3年  |
|---------|------|----|-----|-----|
| 科学と人間生活 | 2    | ②  |     |     |
| 物理基礎    | 2    |    |     |     |
| 物理      | 4    |    |     |     |
| 化学基礎    | 2    | ②  |     |     |
| 化学      | 4    |    | [2] | (4) |
| 生物基礎    | 2    |    | (2) |     |
| 生物      | 4    |    | [2] | (4) |
| 地学基礎    | 2    |    | (2) |     |
| 地学      | 4    |    | [2] | (4) |
| 理科課題研究  | 1    |    |     |     |

※2年の化学・生物・地学は、生物基礎・地学基礎を履修した後に履修。

# ガイドライン 保健体育編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# 〔保健体育〕

## 1 教科における改訂の基本方針

### (1) 小学校、中学校及び高等学校を通じて

- ① 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視。
- ② 心と体をより一体としてとらえ、引き続き保健と体育を関連させて指導。
- ③ 学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視。
- ④ 学校段階の接続及び発達の段階に応じて指導内容を明確に示すことで体系化を図る。

### (2) 体育について

- ① それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。
- ② 武道については、その学習内容を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。

### (3) 保健について

- ① 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、一層の内容の充実を図る。その際、小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、子どもたちの発達段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。
- ② 健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、内容の改善を図る。特に、小学校低学年においては、運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。

## 2 各科目の特徴とねらい

### (1) 体育

| 領域名         | 特徴とねらい  |   |  |
|-------------|---|---|--|
|             | 運 動   | 態 度   | 知識・思考・判断   |
| A<br>体づくり運動 | 身体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康の保持増進や体力の向上を図り、目的に適した運動の計画や自己の体力や生活に応じた運動の計画を立て、実生活に役立てることができるようにする。 | 体づくり運動に主体的に取り組みとともに、体力などの違いに配慮しようとする事、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとする事などや、健康・安全を確保することができるようにする。             | 体づくり運動のおこない方、体力の構成要素、実生活への取り入れ方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。 |
| B<br>器械運動   | 技がよりよくできる楽しさや喜びを味わい、自己に適した技を高めて、演技することができるようにする。  | 器械運動に主体的に取り組みとともに、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献することなどや、健康・安全を確保することができるようにする。                                    | 技の名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、発表の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。   |
| C<br>陸上競技   | 記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、各種目特有の技能を高めることができるようにする。  | 陸上競技に主体的に取り組みとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとする事などや、健康・安全を確保することができるようにする。 | 技術の名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。 |

| 領域名                   | 特徴とねらい  |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
|                       | 運 動   | 態 度  | 知識・思考・判断   |
| 水<br>D<br>泳           | 記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、自己に適した泳法の効率を高めて、泳ぐことができるようにする。  | 水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようにする。 | 技術の名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。                 |
| 球<br>E<br>技           | 勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、作戦や状況に応じた技能や仲間と連携した動きを高めてゲームが展開できるようにする。  | 球技に主体的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとする事、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとする事などや、健康・安全を確保することができるようにする。                             | 技能などの名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解しチームや自己の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。               |
| 武<br>F<br>道           | 技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意技を用いた攻防が展開できるようにする。   | 武道に主体的に取り組むとともに、相手を尊重し、礼法などの伝統的な行動の仕方を大切にしようとする事、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。                              | 伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古、体力の高め方、課題解決の方法、試合の仕方などを理解し、自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。         |
| ダ<br>G<br>ン<br>ス      | 感じを込めて踊ったり、仲間と自由に踊ったりする楽しさや喜びを味わい、それぞれ特有の表現や踊りを高めて交流や発表ができるようにする。   | ダンスに主体的に取り組むとともに、互いに共感し高め合おうとすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、合意形成に貢献しようとする事などや、健康・安全を確保することができるようにする。                              | ダンスの名称や用語、文化的背景と表現の仕方、体力の高め方、課題解決の方法、交流や発表の仕方などを理解し、グループや自己の課題に応じた運動を継続するための取組み方を工夫できるようにする。 |
| H<br>体<br>育<br>理<br>論 | 高等学校期における運動やスポーツの合理的、計画的な実践や生涯にわたる豊かなスポーツライフを送る上で必要となるスポーツに関する科学的知識等を中心に、スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴、運動やスポーツの効果的な学習の仕方、豊かなスポーツライフの設計の仕方について理解できるようにする。 |  |  |

(2) 保健

| 内 容      | 特徴とねらい   |
|----------|--|
| 現代社会と健康  | 我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。 |
| 生涯を通じる健康 | 生涯の各段階において健康についての課題があり、自らこれに適切に対応する必要があること及び我が国の保健・医療制度や機関を適切に活用することが重要であることについて理解できるようにする。  |
| 社会生活と健康  | 社会生活における健康の保持増進には、環境や食品、労働など深くかかわっていることから、環境と健康、環境と食品の保健、労働と健康にかかわる活動や対策が重要であることについて理解できるようにする。  |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

#### ○ Q & A

**Q 1 年間指導計画作成のポイントは何ですか。**

A 「内容の取扱い」で示されている条件を満たしていることが求められます。その上で、生徒や地域の実情を踏まえた特色ある教育課程を編成することが大切です。

**Q 2 内容の領域及び領域の内容(運動種目等)を選択する際の配慮事項は何ですか。**

A 内容の「B 器械運動」から「G ダンス」までの領域及び運動については、地域や学校の実態及び生徒の特性や選択履修の状況などを踏まえるとともに、安全を十分確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮する必要があります。その際、小学校から高等学校までの12年間を見通した発達の段階のまとまりを踏まえ、選択の仕方について改善していることから、内容として示している領域については、生徒が自ら選択することができるよう配慮することが求められます。しかし、領域の生徒選択は保証しながら、領域中の種目の配置の仕方については、施設・設備や用具、教員の数、安全の確保などの関係や、学習内容をしっかりと見につけさせる授業を行う観点から、種目においては学校選択になることも考えられます。

**Q 3 中学校3年生と高校入学年次を一つのサイクルと考える中で、どのように連携を図っていけばよいですか。**

A 原則として、いろいろな中学校から入学してくることを考えれば一貫した連携を行うことは難しいと考えられます。そのため、指導内容の体系化を図るためには、各地区で中学校・高等学校の連絡協議会などを定期的に行うなどの取組が必要です。

**Q 4 旧課程と新課程とも、体育理論と体づくり運動が必修ですが、今回、あえて時間数が設定されたのはなぜですか。**

A 生涯にわたり豊かなスポーツライフを継続させるためには、スポーツの文化的特性やスポーツを科学的に理解することで運動の定着や体力の向上を図る必要があります。また、運動する子どもとそうでない子どもの二極化や、子どもの体力の低下が依然深刻な課題であり、指導内容の確実な定着を図るための時間数を確保する必要があるためです。

**Q 5 準備運動を体づくり運動とすることはできますか。**

A 体づくり運動は、各学年で7～10単位時間程度を配当することとしています。体づくり運動に必要な知識の学習を計画的に配当するとともに、実践については、体ほぐしの運動の行い方、自己のねらいに応じた運動の組み合わせ方と安全な行い方、運動の計画の見直しの仕方、卒業後に継続するための運動例などの指導内容について、卒業までの見通しを立て指導計画を作成し段階的に指導しなければなりません。

**Q 6 「器械運動」を取り扱う時間に、最低限度の時間数はありますか。**

A 領域に対する授業時数については、あらかじめ内容の習熟が期待できる授業時数を考慮し配当する必要があります。

**Q 7 高校における「水泳」授業での技術指導の方法について、大切なことは何ですか。**

A 中学校の第1学年及び第2学年では「泳法を身につけること」、第3学年では「効率的に泳ぐこと」をねらいとして指導されています。高等学校では、「自己に適した泳法を身につけ、その効率を高めて泳ぐこと」をねらいとしています。それぞれの生徒が効率的に泳げるよう支援していくことが大切です。

**Q 8 中学校1・2年生は武道・ダンスが必修化になりますが、高校は必修とはなっていないことでの弊害はありませんか。**

A 確かに高校では必修化されていませんが、選択することは可能です。「武道・ダンス」が現代の子どもたちに対して、カリキュラム上のことだけではなく、指導内容として重視され導入されたことを理解することが大切です。

**Q9 武道については、剣道もしくは柔道の選択しかありませんか。**

A 地域や学校の実態に応じて相撲、なぎなた、弓道などのその他の武道についても履修させることができます。

**Q10 「武道」に関して中学校との指導の連携はありますか。**

A 中学校では第1学年及び第2学年において必修内容として取り扱い、我が国固有の文化に、より一層触れる機会を与えることになっています。第3学年と高校の入学年次とそれ以降では選択となっていますが、相手を尊重したり、伝統的な行動や考え方という点において、連携が図られています。

**Q11 「体育理論」の実施については、連続で行う必要がありますか。**

A 特に連続して指導する必要はありません。

**Q12 「体育理論」については、他の領域と合わせて1時間の中に入れることは可能ですか。**

A 各領域において知識と技能を相互に関連させて学習させることは必要ですが、各年次において「体育理論」の時間を6単位時間以上配当しなければなりません。その際、入学年次においては、① スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴を、その次の年次においては、② 運動やスポーツの学習の仕方を、それ以降の年次においては、③ 豊かなスポーツライフの設計の仕方をそれぞれ取り上げることとなっています。

**Q13 保健の指導に際して、知識を活用する学習を取り入れるとは、具体的にどのようなことですか。**

A 知識の習得をした上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくことを示したものです。指導に当たっては、事例などを用いたディスカッション、ブレインストーミング、心配蘇生法などの実習、実験、課題学習を取り入れることなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することが大切です。

# ガイドライン

## 芸術編

平成23年6月

鳥取県教育委員会



# 〔芸術〕

## 1 教科における改訂の基本方針

- (1) 芸術科の目標について「芸術文化についての理解を深め」ることを新たに加えた。また、音楽、美術、工芸及び書道に関する各科目についても、文化の理解に関する目標を示すとともに、例えば、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器の指導を重視したり、我が国の美術文化、工芸や書の伝統と文化に関する鑑賞指導を充実したりするなど、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いを一層重視した。
- (2) 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、音楽、美術、工芸及び書道のⅠ及びⅡを付した科目の目標にも、「生涯にわたり」を加え、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることを明確にした。
- (3) 音楽では楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動、美術、工芸及び書道では作品について互いに批評し合う活動を鑑賞指導に取り入れるようにし、言語活動の充実を図るようにした。
- (4) 知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることを内容の取扱いに明記した。

## 2 各科目の特徴とねらい

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

「幅広い活動」とは、単に様々な活動体験することのみでなく、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点から芸術に対して主体的に関わりをもっていくことを基本としたものである。

「芸術の諸能力を伸ばし」とは、単に技術的な面の伸長を図るだけでなく、生徒の芸術に対するとらえ方や考え方を深化させたり、それを自ら表現したりすること、あるいは生徒のもっている芸術的な価値意識を一層拡大したり、新たな価値を見いだしたり、さらには創造的な能力を高めたりしていくことである。

「芸術文化についての理解を深め」は、今回の改訂で新たに加えたものである。芸術文化とは一定の材料・技術・方法・様式などによって美を追求・表現しようとする諸活動や、人間の精神の働きによって作りだされた有形・無形の成果の総体と言える。我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することは、芸術科の重要なねらいであり、今回の改訂では、このことを目標の中に規定し、芸術科の性格を一層明確にしている。

「豊かな情操を養う」ことは、これらの総括的な目標である。情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心を行い、芸術科においては、美しいものやよりよいものにあこがれ、それを求めていこうとする豊かな心のことである。

### (1) 科目の構成及び標準単位数

芸術科の科目の編成及び標準単位数については、次のとおりであり、従前と異なるところはない。

| 科目  | 標準単位数 | 科目  | 標準単位数 | 科目  | 標準単位数 |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 音楽Ⅰ | 2     | 音楽Ⅱ | 2     | 音楽Ⅲ | 2     |
| 美術Ⅰ | 2     | 美術Ⅱ | 2     | 美術Ⅲ | 2     |
| 工芸Ⅰ | 2     | 工芸Ⅱ | 2     | 工芸Ⅲ | 2     |
| 書道Ⅰ | 2     | 書道Ⅱ | 2     | 書道Ⅲ | 2     |

### (2) 履修順序

Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則とする。

### (3) 学校設定科目

学習指導要領第1章総則第2款の4の規定により、「学校設定科目」を設けることができる。学校において芸術科に関する学校設定科目を設ける場合の科目の名称、目標、内容、単位数等については、芸術科の目標に基づくことが必要となる。

### 3 音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲについて

#### (1) 科目の目標

| 科目  | 目標   |
|-----|--|
| 音楽Ⅰ | 音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。   |
| 音楽Ⅱ | 音楽の諸活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現の能力と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。 |
| 音楽Ⅲ | 音楽の諸活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情と音楽文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな音楽の能力を高める。           |

#### (2) 改訂の重点

##### ① 科目の改善事項

- ・表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な「音楽を形づくっている要素の知覚・感受」を表現及び鑑賞の指導項目として新設。(Ⅰ・Ⅱ)
- ・我が国の伝統的な歌唱及び和楽器の指導を重視。(Ⅰ・Ⅱ)
- ・我が国や郷土の伝統音楽に関する鑑賞指導の充実。
- ・知的財産権等の配慮に関する事項を新設。

##### ② 言語活動の充実

鑑賞指導において、楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動。

#### (3) 教育課程編成・実施上の留意点(Q & A)

**Q 1 創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばすというのは具体的にどういうことを指すのですか。**

- A 生涯にわたって豊かな音楽活動ができるための基になる能力を指し、「創造的な」は「表現」と「鑑賞」の両方に係っています。「表現」においては、例えば、どのような音のつながり方がよいかを判断し、技能を高めながら表現することが「創造的な」活動になります。また、「鑑賞」においては、例えば、音の組み合わせの特徴をとらえ、楽曲の背景を関連させて考え、自分なりに価値判断し批評という形で表現することを指します。このように、音や音楽を知覚・感受して、思考・判断し表現する過程を重視して、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばしていくことが求められています。したがって、指導要領改訂のポイントの一つである「言語活動の充実」、すなわち批評、論述、討論などの充実がこの部分においても求められています。

**Q 2 音環境への関心を高め、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成とありますが、具体的にはどのように扱えばよいですか。**

- A 人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるよう配慮することが求められています。「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを作り出した人に対して付与される、他人に無断で利用されない権利です。多くの楽曲について、著作物を保護する著作権者の権利、実演等を保護する著作隣接権があることを一層正しく理解される必要があります。音楽作品や演奏行為には著作権が存在するという事についての認識が十分でない現状も見られますので、日常生活の中にある音楽や将来かかわっていく音楽、さらにはインターネット等を通じて配信される音楽などについても同様に留意する必要があることを意識できるようにすることが大切です。

**Q 3 内容A「表現」、内容B「鑑賞」については、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにし、また、Bの教材については、アジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにするとありますが、その内容はどのようなものですか。**

- A 国際化、情報化が進んだ現代社会にあつて、我が国及び諸外国の様々な音楽に関する学習を通して、それぞれの文化を理解し尊重する態度を育成することが求められています。「鑑賞」の教材については、我が国と関係の深いアジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにすることとしています。特定の地域や時代に偏ることなく、幅広い教材の中から適切に教材を選択することが重要です。なお、従前は、内容Bのウにおいて「主として箏曲、三味線音楽(歌い物)、尺八音楽などを扱うようにする」と示してありましたが、今回の改訂で、各学校の創意工夫によって、我が国や郷土の音楽を幅広く扱うことができるようにするため、具体的な音楽の種類等を示さないこととなりました。

**Q 4 A 表現(1)歌唱(2)器楽における改訂の重点は何ですか。**

A 各指導事項の文末を「歌うこと」「演奏すること」とし、歌唱・演奏という音楽活動を通して学習することを明確にしました。また、従前は「歌詞、曲の構成及び曲想の把握と表現の工夫」としていましたが、今回の改訂で「曲想を歌詞の内容や楽曲の背景と関わらせて感じ取り」とするとともに、「イメージをもって歌うこと(演奏すること)」としました。「楽曲の背景」とは、その音楽が生まれ、育まれてきた国、地域、風土、人々の生活、文化的・歴史的背景などを指します。「イメージをもって」とは、楽譜をそのまま再現するように歌う(演奏する)だけでなく、表現したい音楽のイメージを膨らませながら、思いや意図をもって歌う(演奏する)ことを重視したものです。

**Q 5 音楽を形作っている要素を知覚し、それらの働きを感受して歌う(演奏する・鑑賞する)こととはどういうことですか。**

A 「知覚」とは音や音楽を判別し、意識することであり、「感受」とは、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることです。この事項は「A 表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」「(3)創作」及び「B 鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けられました。今回の改訂では、すべての音楽活動を支える基盤として、音楽を形作っている要素、すなわち音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを知覚し、それらの働きを感受することを示しました。したがって「イメージをもって歌うこと」「表現を工夫して歌うこと」の事項に本事項を関連付けて指導することが重要です。

**Q 6 曲種に応じた発声の特徴や、様々な表現形態による歌唱の特徴を生かし、表現を工夫して歌うこととはどういうことですか。**

A 従前は「曲種に応じた発声の工夫」「合唱における表現の工夫」としていましたが、今回の改訂で「曲種に応じた発声の特徴を生かし」とし、我が国の伝統的な歌唱を含む我が国や諸外国の様々な音楽についてそれぞれの発声の特徴を感じ取って、表現に結び付けていくことが重要となります。また、西洋音楽の合唱では、各声部と旋律とのかかわりや、一体感のある音色や調和が特徴であるのに対し、我が国の民謡に見られるように一人と集団による掛け合いによる独特の歌い方や雰囲気とその特徴があり、このような演奏形態による歌唱の特徴を感じ取りながら、ふさわしい表現を工夫することが考えられます。

**Q 7 楽器の音色や奏法の特徴を生かし、表現を工夫して演奏することとはどういうことですか。**

A 従前は「いろいろな楽器の体験と奏法の工夫」としていましたが、「楽器の音色や奏法の特徴を生かし」とするとともに「表現を工夫して演奏すること」としました。扱う楽器固有の音色や奏法によって生み出される響きや表情などを感じ取って、表現に結び付けていくことが求められています。実際の音色を聴いたり見たりするなどして楽器や曲種にふさわしい演奏の方法を見出せるようにすることが大切となります。

**Q 8 A 表現の(3)創作における主な改訂の要点は何ですか。**

A ア、イ、ウのそれぞれを「エ 音楽を形作っている要素を知覚し、それらの働きを感受して音楽をつくること」と関連付けて指導することによって、創作のねらいを実現することができるようにしました。今回の改訂で、文末を「音楽をつくること」「変奏や編曲すること」とし、「イメージをもって」と示したのは、創作という音楽活動が、音階の構成音に基づいて音を並べていくような機械的な活動に終わることなく、表現したい音楽のイメージを膨らませながら、音素材を生かしたり、構成原理を工夫したりしながら、思いや意図をもって作ったり、変奏や編曲することを重視したためです。

Q 9 「B鑑賞」の改訂点の要点は何ですか。また、「楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れ」とありますが、どのように実践すればよいですか。

A 今回の改訂では、各指導事項の文末を「すること」と示し、鑑賞という音楽活動を通して学習することを明確にしました。音楽は歴史のみならず、国、地域、風土、人々の生活、文化や伝統などの影響を受けて生み出され、育まれてきていることから、それらを理解して鑑賞する能力を育てることをねらいとしています。新たに「作曲者及び演奏者による表現の特徴」が加わり、楽曲の作曲者の生きた時代や地域、人間像や芸術家像、作曲者固有の様式、など、また演奏者の解釈や個性などによって様々な音楽表現が生み出されることなどを理解して鑑賞することが求められています。「根拠をもって批評する活動」については、受動的な行為として鑑賞をとらえるのではなく、音楽によって喚起されたイメージや感情などを、自分なりに言葉で言い表したり書き表したりする主体的・能動的な活動によって成立させることが求められています。具体的には音楽を形作っている要素や構造などを客観的な理由としてあげながら、それらと曲想とのかかわりや、楽曲や演奏に対する自分なりの評価などを表すことができるようにすることです。さらに、音楽に関することばを適切に用いて伝えられるようにすることが求められています。

Q10 内容Aの指導における「視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を含める」の意味は何ですか。

A 中学校音楽科では「3年間を通じて、1♯、1♭程度をもった調号の視唱や視奏に慣れるようにすること」と示しています。それを踏まえ、「音楽I」においては視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を適切に行うことが必要となりましたが、あくまでも表現活動つまり歌唱・器楽・創作活動を通して楽譜に関する知識や技能(視唱・視奏・読譜・記譜)を身につけることができるようにすることが大切です。

## 4 美術Ⅰ、美術Ⅱ、美術Ⅲについて

### (1) 科目の目標

| 科目  | 目標  |
|-----|---|
| 美術Ⅰ | 美術の幅広い創作活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。  |
| 美術Ⅱ | 美術の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。 |
| 美術Ⅲ | 美術の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情と美術文化を尊重する態度を育てるとともに、感性と美意識を磨き、個性豊かな美術の能力を高める。    |

### (2) 改訂の重点

- ① 指導内容を「発想・構想の能力」と「表現の技能」に分けて整理。
- ② 我が国の美術文化に関する鑑賞指導を充実(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)するとともに、指導の観点として宗教を明示(Ⅱ)。
- ③ 知的財産権等の配慮に関する事項を新設。

### (3) 教育課程編成・実施上の留意点(Q & A)

**Q 1 「美術Ⅰ」の目標に示されている二つの改善点とは何ですか。**

A 1つ目は「美術を愛好する心情」に「生涯にわたり」が加わった点です。生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術への永続的な愛好心をはぐくむことを目標としています。具体的には、美術の創造活動にかかわる様々な能力を身につけさせることで、美的感覚や価値観をはぐくみ、日常生活の中で主体的に表現したり鑑賞したりする心情を育てることです。2つ目は「美術文化についての理解を深める」ことが加わった点です。美術文化とは、材料・技術・方法・様式などによって美を追究・表現しようとする美術活動やものなど、人間の精神と手の働きによって作り出された有形・無形の成果のすべてです。それらを理解し共感する心を通じて人間関係を豊かにし、美術文化を尊重する態度を養うことにつなげることが大切です。

**Q 2 「鑑賞」についてはどのように扱えばよいですか。**

A 自然や美術作品などに接し、対象や作品の造形的な良さや美しさ、内包される作者の考え、世界観などを感じ取るとともに、制作過程や表現の工夫などを追体験するなどして作品への理解を深めたり、自己の表現に生かすように試みたりして、表現と関連づけることも大切です。また、言葉を使って他者の意見を交流することにより、新しい価値などに気づいたりするようになるため、批評し合い討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを理解し、見方や感じ方を広げ、作品に対する理解を深めるようにしていくことが大切です。また、美術Ⅱにおいては、作品の背景における様々な要因について、時代、民族、風土に新たに宗教を加え、信仰による表現形式などの相違や共通性についても理解を深めることが大切です。

**Q 3 美術における「知的財産権」の取り扱いはどのように行うべきですか。**

A 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品はかけがえのない価値があり同等に尊重されるものであることを理解させ、それらを尊重し合う態度を育成することが重要です。また、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導もあわせて必要です。

**Q 4 「主題を追求して表現する」とはどのようなことですか。**

A 自己の表現した意図を大切にしながら、様々な発見を生かし、より効果的な表現方法を選択・活用し、創意工夫するとともに、作品を多様な視点から見直すとともに追求する態度を大切に、試行錯誤を繰り返しながら偶然できた表現の良さを生かしたり、形に表していく中で構想を練り直したりするなどし、表現を深めることです。

**Q 5 デザインにおける「目的」とは何ですか。**

A 飾る、伝える、使う等のデザインの目的は、伝える人や使う人の気持ち、行為を考えて表現することが大切であるということです。

**Q 6 「映像メディアの特性」とは何ですか。**

A 画像の加工や合成を工夫した表現、時間の経過や気持ちの変化、動きを基にした表現、色光の効果や視点等を工夫した表現などが挙げられます。また、光や時間、音、空間やイメージ、記録、複製、発信・交流、写実性、即時性、色光、視点、動きなど機器を活用した表現効果などが挙げられます。

## 5 書道Ⅰ、書道Ⅱ、書道Ⅲについて

### (1) 科目の目標

| 科目  | 目標   |
|-----|--|
| 書道Ⅰ | 書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写の能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。 |
| 書道Ⅱ | 書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。          |
| 書道Ⅲ | 書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高める。                  |

### (2) 改訂の要点

- ① 「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」及び「仮名の書」の3分野全てを学習するとともに、篆刻や刻字等の立体に対する視点の重視(Ⅰ)。
- ② 書の伝統と文化に関する鑑賞指導の充実。
- ③ 知的財産権等の配慮に関する事項を新設。

### (3) 教育課程編成・実施上の留意点(Q&A)

**Q 1 3分野(「漢字仮名交じりの書」「漢字の書」「仮名の書」)はどのように展開すればよいですか。**

A 従前では、「書道Ⅰ」において「漢字仮名交じりの書」が必修とされ、「漢字の書」「仮名の書」はいずれかの選択が可能でしたが、改訂により3分野全てを学習すべきとなりました。「漢字仮名交じりの書」においては中学校国語科書写との系統性を踏まえ扱うことは従前と同様ですが、「名筆を生かした表現」が求められ、名筆を背景とした表現の工夫が大切です。「漢字の書」では、扱う書体が五体に広がりました。「仮名の書」では、特に「散らし書き」について、余白を生かす日本の伝統的な書の美にたいする感性を養い、料紙との関連も含め書の文化としての学習の充実を図り、積極的に取り組むことを提唱しています。

**Q 2 書道Ⅰにおける漢字学習として、すべての書体を教える必要がありますか。**

A 「書道Ⅰ」の「内容の取扱い」において、「楷書及び行書、生徒の特性等によって草書、隸書及び篆書」へとその取り扱いの幅を広げることとなりました。従前どおり、楷書及び行書を中心に扱うこととしていますが、篆刻との関連で篆書を、仮名学習の視点で草書を取り扱う等、学習の深化を求めています。「B鑑賞」においても「エ 漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること」という視点で、五つの書体におけるそれぞれの活動の中で、書体の変遷を指導し理解を深める工夫も大切です。

**Q 3 「書の文化に関する教育」とはどのような内容を指しますか。**

A 今回芸術科の目標に「芸術文化についての理解」が新たに加われました。「書道Ⅰ」の目標にも「書の伝統と文化についての理解を深める」という事項が新設されています。書は我が国を代表する伝統文化、芸術の一つであり、生徒の書道学習を通して、自国文化としての芸術や文化、書道に対しての誇りを持ち、そのよさを継承・発展させるとともに、異なる文化や歴史等に敬意を払い尊重する態度を養うことをねらいとしています。「書道Ⅰ」においては、文字の成り立ちについての理解を深めるよう、「漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること」が独立した指導項目として規定されています。「書道Ⅱ」でさらに発展させ、「書道Ⅲ」で「伝統と文化を尊重する態度を育てる」としています。具体的には、中学校国語科書写で求められた「文字文化に親しむよう」示された内容を継承し、「文字文化」という視点で書道を学習する視点を持つべきと言えます。そういう点で、「B鑑賞」の学習を一層充実させ、教育課程の中において、鑑賞学習の授業実践や学校外活動としての美術館・博物館等への鑑賞授業などを充実し、積極的に伝統と文化を鑑賞する機会を多く持つ工夫が求められています。

**Q 4 「鑑賞」における言語活動の充実には何が必要ですか。**

A 今回の改訂では、あらゆる場合に関わる「言語活動」とのかかわりが一層求められています。そして思考力・判断力・表現力等を育成するには、観点別学習状況の評価が密接に関連していることも重要となります。相対的評価や作品中心の技能評価だけに陥らず、生徒主体の学習を評価することが大切となっています。書道において言語力の育成のためには、中国の古典を臨書すること自体が言語活動でもあります。また、作品制作における生徒間の話し合い、出来上がった作品の鑑賞会での意見発表など、コミュニケーション能力向上も含めた活動を求めることも必要です。古典・名筆の鑑賞もより具体的で分析的な形態が求められています。作品の時代背景、作者の生涯や思想等と書風を関連付けて、鑑賞文を作成したり、グループで協力しながら発表し合う学習活動も可能と言えます。その指導に当たっては、教師が基本的な批評用語を示していくことも重要です。以前は教科書主体の鑑賞でしたが、インターネットの普及により各博物館の名品の閲覧が可能になりました。また、「原拓」(複製も含む)提示も可能となっています。様々な機器、印刷物、複製等を活用し鑑賞能力の開発を目指す必要があります。

**Q 5 著作権(知的財産権)に関してはどこまで指導する必要がありますか。**

A 今回の改訂では、「内容の取扱い」に新たに「知的財産権の配慮に関する事項」が規定されました。生徒作品においてもかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度の育成が重要です。指導の中で知的財産権にも触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導が必要です。創造的に表現された書の作品、詩文・和歌・俳句などの作品には原則として著作権があり、著作権を持つものの理解が必要となります。授業における利用は例外とされていますが、ホームページ掲載、授業とは無関係に展覧会に出品する場合等は、著作権許可申請が必要です。没後 50 年、公表後 50 年での著作権消滅はありますが、利用に関しては細心の注意が求められます。

**Q 6 「漢字仮名交じりの書」における「名筆」はどのようなものですか。**

A 現行では、「書道Ⅱ」の「A 表現」において「漢字仮名交じりの書」の「イ」の指導事項として「名筆」は示されていましたが、今回は「書道Ⅰ」の「漢字仮名交じりの書」の「エ」の事項に広げられました。「名筆」とは古典・古筆から近現代までの優れた書という幅広い概念を示しています。取り上げる名筆としては『万葉集』『和漢朗詠集』等の平安時代の書写本、鎌倉時代以降の墨跡、書状の表現、明治時代以降の文士や文人、志士等の多様な書風が挙げられます。我が国の文学や古典などに散見できる文化的資料を、学習対象の一つとして位置付けるなどして、書の文化に対する学習の充実が図らねばなりません。具体的には、我が国の中世から近代にいたる「漢字仮名交じりの書」が表現されている文化史的資料を広く取材し、積極的に取り上げる必要があります。

**Q 7 篆刻・刻字などの領域は必ず「書道Ⅰ」で扱わなければなりませんか。**

A 従前では、「篆刻等を加えることもできる」としていましたが、改訂では「篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする」と変更され、可能な限り扱うことを推奨しています。「等」とは、陶芸や染色などの工芸的要素を含む表現を含みます。このような内容は、書を生活に生かす態度を育てるとともに、他の芸術分野との関連も考えさせる点で重要です。今回は特に、篆刻・刻字を通して立体への視点の重視が求められています。「書道Ⅱ」においては、篆刻は必ず扱うものとされ、生徒の特性等を考慮し刻字等を加えることもできるとされました。用具用材に関しては、管理の徹底を図ることも求められています。

**Q 8 いままで墨液を使用してきたが、「磨墨」の体験をする必要がありますか。**

A 今回の改訂では、用具・用材に関する指導事項を「漢字の書」「仮名の書」「漢字仮名交じりの書」のすべての領域に求めています。指導では用具用材の扱い方ばかりではなく、その特徴を理解することも大切となります。様々な表現効果と用具用材の密接な関係にとどまることなく、その材料や製法、また、今回新たに加えられた「文房四宝」の項、筆・墨・硯・紙の歴史等、用具・用材そのものの文化的価値を理解させることも必要です。これらを通して、用具・用材を大切にすることを養うことで、文化や書を愛好する心情が育つことにつながっていきます。墨液の使用を否定するものではないが、磨墨の経験も必要であり、墨の濃度による表現の違い、筆の毛の違いによる多様性等画一的な書道学習を求めず、多彩な表現の可能性を追求する必要があります。特に小字で書く場合は墨も少量でよく、仮名の書に必要な暢達した線筆を得るためにも、必ず磨墨することを心がけたいと示されています。

**Q 8 中学校・書写との連携を考えると、書写内容の点検はどれくらい必要ですか。**

A 「文字文化に関する学習」を通して、中学校国語科書写からの一層円滑な接続が可能になったと言えます。「漢字仮名交じりの書」の学習を通して書写能力を高める目標は継続されます。どうスムーズに展開するかは、中学校書写内容を十分点検しカリキュラムを研究する必要があります。なお、硬筆の学習は中学校書写との関連を十分考慮し、書写能力向上を目指し取り上げるものとする必要があります。

# ガイドライン 外国語編

平成23年6月

鳥取県教育委員会



## 〔外国語〕

### 1 教科における改訂の基本方針

- (1) 外国語の目標は、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」となり、「的確に理解」とは、場面や状況、背景、相手の表情などを踏まえて、話し手や書き手の伝えたいことを把握することを意味し、「適切に伝え」とは、場面や状況、背景、相手の反応などを踏まえて、自分が伝えたいことを伝えることを意味している。
- (2) 英語を履修する場合には、これまでの選択必修修制を改め、「コミュニケーション英語Ⅰ」をすべての生徒に履修させる科目とする。
- (3) 科目構成を変更し、4技能の総合的な育成を図るコミュニケーション科目、「話すこと」及び「書くこと」に関する技能を中心に論理的に表現する能力の育成を図る表現科目、会話する能力の向上を図る「英語会話」が創設された。
- (4) 中学校における学習との円滑な接続を図る科目として「コミュニケーション英語基礎」を新たに設けるとともに、言語の使用場面の例や言語の働きの例についても、中学校との系統性を重視した改善を図った。
- (5) 指導する語数を充実し、例えば、「コミュニケーション英語Ⅰ」(400語)、「コミュニケーション英語Ⅱ」(700語)及び「コミュニケーション英語Ⅲ」(700語)をすべて履修した場合、高等学校で1,800語、中高で3,000語を指導することとした。  
また、文法事項については言語活動と効果的に関連付けて指導することを明確化するとともに、すべての事項を「コミュニケーション英語Ⅰ」で扱うことを明確化した。
- (6) 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とすることを明記した。

### 2 科目の特徴とねらい

4つの領域の言語活動の統合を図るとともに、発信力の向上や、中学校との円滑な接続を図る観点から、次の科目構成及び内容となった。

| 科 目           | 特徴とねらい   |
|---------------|--|
| コミュニケーション英語基礎 | 中学校における学習内容の確実な定着と「コミュニケーション英語Ⅰ」における学習への円滑な接続を目的とする。(1単位での履修も可能である。)   |
| コミュニケーション英語Ⅰ  | 共通必修科目。中学校での指導を踏まえ、4技能を総合的に育成するための統合的な指導を行う。特に、聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合ったり意見の交換をしたりすることや、簡潔に書くことなどの統合的な言語活動を行う。 |
| コミュニケーション英語Ⅱ  | 生徒のコミュニケーション能力を伸ばす指導を発展的に行う。特に、速読や精読といった目的に応じた読み方をすることや、聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、話し合うなどして結論をまとめたり、まとまりのある文章を書くなどの統合的な言語活動を行う。   |
| コミュニケーション英語Ⅲ  | 生徒のコミュニケーション能力を更に伸ばし、社会生活において活用できるよう指導を行う。   |
| 英語表現Ⅰ         | 話したり書いたりする言語活動を中心に、事実や意見などを多様な観点から考察し、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を養う。特に、与えられた話題について即興で話すことや発表などを行う。                                      |
| 英語表現Ⅱ         | 論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を伸ばす指導を発展的に行う。特に、主題を決めて文章を書くことや、討論などを行う。  |
| 英語会話          | 聞いたり話したりする言語活動を中心に、身近な話題について会話する能力を養う。特に、海外での生活に必要な基本的な表現を使って会話することなどの言語活動を行う。   |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

- (1) 外国語科の各科目においては、2つ以上の領域の言語活動を有機的に関連付けつつ統合的な指導を行い、コミュニケーション能力を養うとともに、生徒の実態に応じて、多様な場面における言語活動を経験させながら、中学校や高等学校における学習内容を繰り返して指導し定着を図るよう配慮すること。
- (2) 外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成するため、教材については、各科目の目標に応じ、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮し、その外国語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるよう配慮すること。
- (3) 英語以外の外国語については、地域の実情や学校の実態に応じて開設することができるが、英語に関する各科目の目標及び内容等に準じて行うものとする。  
なお、英語以外の外国語を初めて履修させる場合は、基本的な言語材料を扱い、生徒の習熟の程度に応じた言語活動を行うよう、適切な配慮が必要である。

#### (4) Q & A

**Q 1** コミュニケーション英語基礎・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとなり、履修順序はどうなりますか。また、英語表現Ⅰ・Ⅱや英語会話はコミュニケーション英語Ⅰの履修後に履修となりますか。英語表現Ⅰ・Ⅱの履修順序についてはどうですか。

A 「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、「コミュニケーション英語Ⅰ」が共通必修科目のため、「コミュニケーション英語Ⅱ」はⅠの履修後に、「コミュニケーション英語Ⅲ」はⅡの履修後に、履修することとなります。「コミュニケーション英語基礎」は必ず「コミュニケーション英語Ⅰ」の前に履修しなければなりません。なお、「英語表現Ⅱ」は、「英語表現Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則としています。また、「英語表現Ⅰ・Ⅱ」及び「英語会話」については、「コミュニケーション英語基礎・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」と同時に履修することが可能です。

**Q 2** 中学校の学習内容の学び直しについて、外国語科ではどのように取り扱いますか。

A 中学校における学習内容の定着を図るための科目「コミュニケーション英語基礎」の履修により、学び直しができます。なお、「コミュニケーション英語基礎」を履修する場合、1年次の前期で「コミュニケーション英語基礎」を履修し、後期から「コミュニケーション英語Ⅰ」を履修するといった教育課程上の工夫も可能であり、このような場合には、「コミュニケーション英語基礎」を1単位にすることも可能です。また、学校や生徒の実態に応じて、必要がある場合には、必修教科・科目の単位数を標準単位数の限度を超えて配当したり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目を必修教科・科目の前に履修させることもできます。

**Q 3** 現行科目の「リーディング」がなくなることから、「読むこと」はどの科目で主に扱われますか。

A 主に「コミュニケーション英語」の各科目で扱うこととなります。例えば、「リーディング」にあった「概要や要点をまとめる」活動は「コミュニケーション英語Ⅰ」に、「目的や状況に応じて、速読や精読など、適切な読み方をする」という指導内容は「コミュニケーション英語Ⅱ」に取り入れられています。また、「英語表現Ⅰ・Ⅱ」及び「英語会話」においても、「読んだり」したことに基づき、「話したり」「書いたり」する言語活動を行うことから、リーディングの指導内容を含むこととなります。

**Q 4 現行の「オーラル・コミュニケーションⅠ・Ⅱ」と新学習指導要領の「英語表現Ⅰ・Ⅱ」や「英語会話」とではどのような違いがありますか。また、現行科目の「ライティング」がなくなることから「書くこと」はどの科目で主に扱われますか。**

A 現行科目の「オーラル・コミュニケーションⅠ」、「オーラル・コミュニケーションⅡ」では「聞くこと」、「話すこと」の領域に主な指導の力点が置かれていますが、新学習指導要領では、「英語表現Ⅰ」、「英語表現Ⅱ」において、論理の展開や表現の方法を工夫しながら主に「書くこと」や「話すこと」の領域を指導内容として扱い、「英語会話」において、「聞くこと」や「話すこと」を主な領域として扱います。具体的には、「オーラル・コミュニケーションⅠ」で取り扱っていた「関心のあることについて相手に質問したり、相手の質問に答えたりすることや「場面や目的に応じて適切に反応する」などの質問や応答などの活動は主に「英語会話」で、「聞いたり読んだりして得た情報や自分の考えなどをまとめ、発表する」活動は、主に「英語表現Ⅰ」で取り扱うこととなります。また、「オーラル・コミュニケーションⅡ」で取り扱っていた、「スピーチなどまとまりのある話の概要や要点を聞き取り、それについて自分の考えなどをまとめたり、「話し合ったり、討論したりする」活動は、主に「英語表現Ⅱ」で取り扱います。なお、「コミュニケーション英語基礎・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」でも「情報や考えなどについて、簡潔に書く」など「書くこと」を指導内容の一部として取り扱うことになっています。

**Q 5 文法指導で注意すべきことは何ですか。**

A 文法の用語や用法の区別などの説明に偏ることなく、当該文法を用いた多様な文を聞いたり読んだりする活動を行ったり、話したり書いたりする活動の中で新しい文法事項を積極的に用いることを推奨したりして、文法をコミュニケーションに活用することができるようにするための授業を行うことが重要です。その際、話す・聞く活動が中心の言語活動の場面では、意味の伝わらない場合のみ正しく訂正する、また、文字で行うコミュニケーションの場面では、正確さや適切さが一層重要となるため、よりきめ細やかな指導を行なうことが必要となります。文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付け、実際に活用できるよう指導することが大切です。

**Q 6 英語力が弱い生徒が多いクラスでも、授業は英語で行わなければなりませんか。**

A 「授業を英語で行うことを基本とする」とことは、英語を使用する機会が日常生活において非常に限られている現状において、生徒が英語に触れるとともに、英語でコミュニケーションを行う機会が充実するよう、教師が授業を英語で行うとともに、生徒もできるだけ多く英語を使用することにより、英語による言語活動を行うことを授業の中心とすることを意味しています。必ずしも、授業のすべてを必ず英語で行わなければならない、ということの意味するものではありません。

教師は、指導内容の説明、生徒が行う言語活動の指示や手本の提示を行い、説明や生徒の理解の手助けを行う際も、英文の内容を簡単な英文で言い換えたりするなどして、授業を英語で進めますが、生徒の理解の程度や必要に応じて、簡単な英語を用いてゆっくり話すこと等に十分配慮したり、言語活動が授業の中心であれば、文法の説明などは日本語を交えて授業を行うことも考えられます。できるだけ英語で授業を行い、生徒が英語に慣れるような指導の充実を図ることが重要です。生徒が英語に触れる機会(Exposure)と、英語を使ってコミュニケーションを図る機会(Experience)が豊富にある授業を心掛けてください。

**Q 7 「授業を英語で行うことを基本とする。」とありますが、訳読は一切禁止となりますか。**

A 読む活動においては、教師が、生徒の理解の程度に応じた英語で書かれた文章を多く読み、訳読によらず、概要や要点をとらえるような言語活動をできるだけ取り入れていくことが重要です。生徒の理解の程度に応じて、英文の内容を簡単な英語で説明するといった支援も考えられます。また、文中に現れる未知の語についても、生徒が文脈や文法、文構造等の知識に基づいて意味を推測したり、背景となる知識を活用しながら読み進められるような指導の工夫が求められています。訳読が中心ではなく、生徒が英語を英語のまま理解する授業を心掛けてください。

新学習指導要領においては、訳読や和文英訳、文法指導が中心の授業から、英語による言語活動が中心となる授業に改善することが必要となります。各学校においては、新学習指導要領の円滑な実施に向け、配布されたDVD「新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践事例映像資料(高等学校版)」を参考にしながら、教員間で言語活動の設定や指導に関わる認識を共有するなど指導方法や指導体制を工夫することが求められています。

なお、指導の際には、ペア・ワーク、グループ・ワークなどを適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワークなどを適宜指導に生かすよう心掛けてください。

#### 4 教育課程の編成例

各学校のコース、類型等の特色にあった教育課程の編成が必要となる。参考として、いくつかの編成例を示しておく。○数字は必履修科目を示す。

##### ① 普通科

| 科目    | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-------|------|----|----|----|
| コミ英基礎 | 2    |    |    |    |
| コミ英Ⅰ  | 3    | ④  |    |    |
| コミ英Ⅱ  | 4    |    | 4  |    |
| コミ英Ⅲ  | 4    |    |    | 4  |
| 英語表現Ⅰ | 2    | 2  |    |    |
| 英語表現Ⅱ | 4    |    | 2  | 2  |
| 英語会話  | 2    |    |    |    |

##### ② 普通科(単位制)

| 科目    | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-------|------|----|----|----|
| コミ英基礎 | 2    | 1  |    |    |
| コミ英Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| コミ英Ⅱ  | 4    |    | 4  |    |
| コミ英Ⅲ  | 4    |    |    | 4  |
| 英語表現Ⅰ | 2    | 2  |    |    |
| 英語表現Ⅱ | 4    |    | 2  | 2  |
| 英語会話  | 2    |    | 2  |    |

##### ③ 総合学科

| 科目    | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-------|------|----|----|----|
| コミ英基礎 | 2    | 2  |    |    |
| コミ英Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| コミ英Ⅱ  | 4    |    | 2  | 2  |
| コミ英Ⅲ  | 4    |    |    |    |
| 英語表現Ⅰ | 2    |    | 2  |    |
| 英語表現Ⅱ | 4    |    |    |    |
| 英語会話  | 2    |    | 2  |    |

##### ④ 専門学科(パターン1)

| 科目    | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-------|------|----|----|----|
| コミ英基礎 | 2    | 1  |    |    |
| コミ英Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| コミ英Ⅱ  | 4    |    | 2  | 2  |
| コミ英Ⅲ  | 4    |    |    |    |
| 英語表現Ⅰ | 2    |    |    | 2  |
| 英語表現Ⅱ | 4    |    |    |    |
| 英語会話  | 2    |    | 2  |    |

##### ⑤ 専門学科(パターン2)

| 科目    | 標準単位 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-------|------|----|----|----|
| コミ英基礎 | 2    |    |    |    |
| コミ英Ⅰ  | 3    | ③  |    |    |
| コミ英Ⅱ  | 4    |    | 4  |    |
| コミ英Ⅲ  | 4    |    |    | 4  |
| 英語表現Ⅰ | 2    |    |    |    |
| 英語表現Ⅱ | 4    |    |    |    |
| 英語会話  | 2    |    |    |    |

ガイドライン  
家庭編  
(各学科共通)

平成23年6月

鳥取県教育委員会

# 〔家 庭〕

## 1 教科における改訂の基本方針

今回の改訂では、社会の変化に対応し、「家庭を築くことの重要性、食育の推進、少子高齢社会への対応、日本の生活文化にかかわる内容」を重視している。また、「消費者教育、環境教育を推進し、生活の科学的理解、意思決定能力の習得を明確にし、人間の発達と生涯を見通した生活の営みを総合的にマネジメントする内容」を充実させている。そして、問題解決学習を一層重視している。

共通教科「家庭」は、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもってよりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成するため、次のように目標を示し、改善を図る。

### (1) 教科の目標

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

### (2) 教科目標の改善

- ① 自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもってよりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する。
- ② 人間が生まれてから死ぬまでの間、身体的、精神的に変化し続け、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の考え方を従前同様に重視する。
- ③ 人の一生を「時間軸」としてとらえ、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動に関わる事柄を「空間軸」としてとらえ、各ライフステージの課題と関連付けて理解させることを重視する。
- ④ 生活に必要な知識と技術の習得を通して、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、男女が協力して家庭や地域の生活を創造することができるようにすることを重視する。

## 2 各科目の特徴とねらい

高等学校で学習する内容については、義務教育段階の学習を踏まえた上で、その発達段階や各学校の状況に応じた体系的な指導が求められる。

共通教科「家庭」においては、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じて選択的に履修させることを重視し、「家庭基礎」(2単位)、「家庭総合」(4単位)及び「生活デザイン」(4単位)の3科目を設けた。各学校においては、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。各科目の内容の特徴とねらいは、表1に示す。

各科目の内容は、ライフステージごとの課題を「時間軸」「空間軸」と深く関連付けながら指導ができるよう再構成されている。発達の視点から「人の一生」を見通す姿勢は、現行学習指導要領においても重視されているが、それらを各ライフステージの課題と結びつけて理解させ、自らのライフプランを展望する力、生涯を見通して生活を考えていく力を身に付けさせることが必要である。

〔表1〕

| 科 目<br>(標準単位) | 特徴とねらい  |
|---------------|---|
| 家庭基礎<br>(2)   | 2単位時間で学習するミニマムエッセンスの内容。「共生一人とつながり共に生きる力」「自立－生涯を見通して生活を主体的に営む力」「生活課題を見つけ、自ら解決する力」を育てる。                                 |
| 家庭総合<br>(4)   | 『生涯を見通した生活を営む』『生活の科学的理解』を重視した内容構成。「生涯を見通して生活を設計し創造する力」「様々な人とつながり共に生きる力」「生涯を通じて健康で文化的な生活をつくり営む力」「生活課題を見つけ自ら解決する力」を育てる。 |
| 生活デザイン<br>(4) | 生活を創造する上で必要な衣食住の実習等を重視している。内容を選択して履修することができる。「生涯を見通した生活を考え、様々な人とつながり共に生きる力」「生活を楽しみ味わいつくる力」「生活課題を見つけ自ら解決する力」を育てる。      |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

- (1) 「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の3科目を設け、それぞれの科目の性格が明確になった。各学校においては、学校で特定の科目に決めてしまうのではなく、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。
- (2) 「家庭基礎」は、指導計画を立てやすくするために現行と構成が変わった。「家庭総合」の縮小版ではないことに留意すべきである。また、被服製作は無いので、指導計画に位置付けるには工夫する必要がある。
- (3) 「家庭総合」は、『人とかかわる』『生活を科学する』『問題を解決する』という学習の視点を明確にし、バランスよく構成されている。「住」の内容が少し絞られているので、指導方法等を工夫する必要がある。
- (4) 「生活デザイン」は内容を改編し、「生活技術」から名称変更した。選択項目を設け、各項目に関する学習を体験的に深めることができるように内容が構成されている。生徒の興味・関心等に応じて適宜選択して履修できる。
- (5) 共通教科「家庭」は、小・中学校との一貫性を重視して改善された。中学校は、小学校の内容との体系化を図り、中学生としての自己の生活の自立を図る視点から、① 家族・家庭と子どもの成長、② 食生活の自立、③ 衣生活と住生活の自立、④ 家庭生活と消費・環境に関する内容で構成されている。高等学校では、これら義務教育段階の内容を踏まえた上で、①人間の発達と生活の営みの総合的理解、②生活の科学的な認識、③意思決定能力、問題解決能力、家庭生活経営能力、生活の創造的能力を身に付けることができるよう、その発達段階に応じた指導が求められる。  
中学校との円滑な接続の観点から、必要に応じて義務教育段階の学習経験の確認を行い、指導計画を修正することも必要である。

#### (6) Q & A

**Q 1 「ホームプロジェクト」「学校家庭クラブ活動」はどのように取り扱いますか。**

A 今回の改訂では、学習した知識と技術を生かして、家庭や地域の生活課題を設定し、解決方法を考え実践することを通して、生活を科学的に探究する方法や問題解決能力を身に付けさせることを一層重視しています。中学校でも、学習した知識と技術などを活用し、生活を展望する能力と実践的な態度をはぐくむことの必要性から、各領域に問題解決的な学習を進めるように『課題と実践』を位置付け、生活を見直し、課題を持って計画し、実践、評価、改善するという一連の学習活動を重視しています。高等学校においても、各項目の学習と「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」等との関連を図り、学習効果を上げるようにするとともに、計画的、系統的に取り扱うよう、指導計画に位置付けることが必要です。高校生には「時間軸」「空間軸」を意識しながら、より主体的に取り組ませることが重要です。その際、指導者は、少ない時間での探究方法を考えておく必要があります。

**Q 2 「言語活動の充実」について、家庭科としてどのような取組が考えられますか。**

- A 家庭科においても、生徒の論理的思考力やコミュニケーション能力等を育む視点から言語活動を重視しています。活動例としては、以下のような活動が考えられます。
- ① 子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い、他者とかわる力を高める活動  
(→保育体験学習、高齢者との交流など)
  - ② 衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動  
(→話す、聞く、書く、読むことを通した学習など)
  - ③ 判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動  
(→ホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動など)

**Q 3 「食育の推進」について、家庭科としてどのように取り組んでいきますか。**

A 今回の改訂で、家庭科が食育に関わるのが新たに総則に示されました。各種調査から、児童生徒の食生活が乱れていることが明らかになっており、健康を取り巻く問題が深刻化していることを踏まえて加えられた内容です。高等学校では、生涯を通して健康で安全な食生活を営むため、小・中学校の体系化を踏まえて題材を工夫し、調理実習を通して実生活への活用につながるような必要があります。食に関する指導は、これまでも家庭科の中で取り組んできました。しかし、食育が改めてクローズアップされた背景には、家庭科教育の成果が十分でなかったという反省も必要であり、授業時間数を確保し学習内容の充実を図る観点からも、総合的な学習の時間や他教科との連携に取り組んでいく必要があります。また、生産、流通、加工、消費、廃棄といった一連の流れの視点から食生活を見つめ、考え、判断し、行動できる指導を工夫することが重要です。

**Q 4 「道徳教育との関連」について、家庭科としてどのように取り組んでいきますか。**

A 今回の改訂で、「生きる力」を構成する豊かな心や健やかな体を養うため、道徳教育や体育の充実が示されました。高等学校における道徳教育においては、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められています。家庭科の目標との関連をみると、道徳教育の理念である「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」「伝統や文化の尊重」「公共の精神」などの内容につながります。生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながります。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながります。

**Q 5 「歯止め規定(深入り規定)」は原則削除になりましたが、指導内容はどこまで指導者に任せられますか。**

A 現行において「深入りしないこと」としているのは、限られた時間の中での指導計画のバランスを考えてほしいということです。また、中学校までの学習内容や、他教科などとの関連を図りながら家庭科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意する必要があります。



ガイドライン  
情報編  
(各学科共通)

平成23年6月

鳥取県教育委員会

## 〔情報〕

### 1 教科における改訂の基本方針

今回の改定では、今後到来する「知識基盤社会」の時代に適切に対応できる能力・態度の育成が重視されている。知識基盤社会においては基礎的な知識や技能の習得にとどまらず、課題を発見・解決するために必要な思考力・判断力・表現力等が必要である。しかも、身に付けた知識や技能は、陳腐化しないように常に更新する必要がある。これらを行っていく基盤として情報活用能力がある。従って、共通教科情報科の目標は従前の教科目標と大きな変更点はないが、「情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」とされた。これは情報及び情報技術を活用するための知識と技能を定着させ、情報及び情報手段に関する科学的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、情報に関する倫理的な態度と安全に関する態度や規範意識を養うことを明確に示されたものである。この目標は大きく

- ①「情報及び情報技術を活用するための知識及び技能を習得させ」
- ②「情報に関する科学的な見方や考え方を養う」
- ③「社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ」
- ④「社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる」

の4つの目標に分けることができるが共通教科情報科では、これら個々の目標を相互に関連付けながら、情報活用能力を確実に身に付けさせることになる。

### 2 各科目の特徴とねらい

すべての生徒に履修させる科目として「社会と情報」及び「情報の科学」の2科目(いずれも標準単位2単位)を設け、生徒がどちらか1科目を選択的に履修することとした。

この2つの科目の学習では、情報通信ネットワークやメディアの特性・役割を十分に理解し、安全に配慮し、情報を適切に活用できる能力を育成する指導をより一層重視している。また、情報通信ネットワークや様々なメディアを活用して、新たな情報を創り出したり、分かりやすく情報を表現したり、正しく伝達したりする活動を通して、合理的判断力や創造的思考力、問題を発見・解決することができる能力を育成する指導についてもより一層重視している。

| 科 目   | 特徴とねらい   |
|-------|--|
| 社会と情報 | 情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てること。 |
| 情報の科学 | 情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させるとともに、情報と情報技術を問題の発見と解決に効果的に活用するための科学的な考え方を習得させ、情報社会の発展に主体的に寄与する能力と態度を育てること。             |

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

#### ○ Q & A

Q1 「情報の科学」「社会と情報」と従来の「情報A」「情報B」「情報C」との関連はどうなっていますか。

A 「情報A」は、情報手段の活用経験が浅い生徒の履修を想定して設置されていました。しかし、義務教育段階での情報教育の充実や成果を踏まえ、今回の改訂で「情報A」は発展的に解消されることとなりました。改訂後は「社会と情報」及び「情報の科学」の2科目構成となります。主に情報社会に参画する態度を育成する学習を重視した「情報C」は「社会と情報」と関連し、主に情報の科学的な理解を深める学習を重視した「情報B」は「情報の科学」と関連することとなります。また、今回発展的に解消される「情報A」は情報手段を積極的に活用する実習を多く取り入れていましたが、その内容のうち義務教育段階では学習しないものについて、「社会と情報」及び「情報の科学」のそれぞれに加えられています。また、「社会と情報」及び「情報の科学」では情報活用の実践力及び情報モラルに関する内容が共通にかつ、より実践的に行われるよう改善が図られています。

**Q 2 各学校では「情報の科学」「社会と情報」の2科目とも開講する必要がありますか。**

A 共通教科情報科はすべての生徒に履修させる教科ですので、生徒の能力・適性、多様な興味・関心、進路希望等に応じて「社会と情報」及び「情報の科学」のうち1科目を選択履修することとなっています。この時、各学校では、生徒の履修科目をいずれか一つの科目に決めてしまうのではなく、両科目を2つとも開設して生徒が主体的に選択できるようにすることが望ましいと考えます。なお、共通教科情報科の学習内容をより広く、深く学ぶために、専門教科情報科の科目の内容が参考になるので、「社会と情報」及び「情報の科学」をさらに発展させた学習を行うために、専門教科情報科の科目を履修させることも可能です。なお、いずれの科目を履修しても、各科目の学習によって共通教科情報科の目標を達成するものでなければなりません。

**Q 3 複数学年にわたって分割履修することが可能ですか。**

A 「社会と情報」及び「情報の科学」は、必履修科目としての基本的な性格を有しており、また2単位の科目です。また、情報活用能力を確実に身につけさせるためには、実習などの実践的・体験的な学習活動を積極的に取り入れることが大切です。従って、複数年にわたって1単位ずつ分割履修するよりも、同一年次で集中的に2単位を履修したほうが情報活用能力の定着に効果的です。そこで、「社会と情報」又は「情報の科学」を教育課程に位置付ける際は、各科目は原則として同一年次に位置付けることとなっています。

**Q 4 数学と公民及び他教科・科目と連携を図るとはどういうことですか。**

A 共通教科情報科のねらいは、情報活用能力を育成することですが、共通教科情報科だけで情報教育のすべてが行われるわけではありません。従って他の各教科・科目等との連携が必要かつ重要です。特に公民科や数学科では、その指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項に、情報教育の視点や、共通教科情報科との連携を図るとともに学習内容の系統性に留意する旨の規定が明示的に記述されています。このことは他の教科・科目等にはない取扱いであり、十分留意する必要があります。

**Q 5 座学と実習時間の時間配分はどうなっていますか。**

A これまで明示されてきた実習時間の時間数割合は明示されないこととなりました。しかし、科目の目標を考えると実習の持つ意味はますます重要であり、授業に積極的に実習を取り入れる必要があります。

**Q 6 中学校の「情報」に関する学習はどの程度まで行われていますか。**

A 中学校学習指導要領、技術家庭に規定されている以下の「D 情報に関する技術」がすべて必修となっています。

(D 情報に関する技術)

- ① 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。
  - ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。
  - イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。
  - ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。
  - エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。
- ② デジタル作品の設計・制作について、次の事項を指導する。
  - ア メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計ができること。
  - イ 多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。
- ③ プログラムによる計測・制御について、次の事項を指導する。
  - ア コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。
  - イ 情報処理の手順を考え、簡単なプログラムが作成できること。

**Q 7 評価はどのような観点で行う必要がありますか。**

A 共通教科情報の目標は「情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」と示されています。単に知識の理解にとどまることなく、情報化された社会において、何が適切かを判断することができる意志決定能力や自ら課題を発見し解決することができる、いわゆる問題解決能力などを育成される必要があります。

**Q 8 生徒に身につけさせる能力としてどのようなものがあげられますか。**

A 今回の改訂でも、情報教育の目標の観点として「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3観点を位置付けています。内容の取扱いに当たっての配慮事項には知的財産や個人情報の保護など情報モラルの育成を図ることが挙げられています。これは単に何々をしてはいけないというような対処的なルールを身につけるだけではなく、さまざまな場面や状況下でそれが態度や行動に表れることが望まれています。

**Q 9 授業を行うに当たって、どのような情報機器やソフトウェアを準備すればよいですか。**

A 特別なものは必要なく、コンピュータ、ワープロ、表計算、プレゼンテーションソフトなど情報の収集、編集発信の基本的なソフトウェアがあればよいと考えます。むしろ特別な機器やソフトウェアが無ければ情報を扱えない状態であってははいけません。

**Q10 授業を行うに当たって情報教室の環境整備はどのように行えばよいですか。**

A 作業環境として、適切な採光と照明、周囲の光が画面に反射しない工夫、机や椅子の高さの調整など、また、望ましい習慣として、正しい姿勢や適度な休憩の重要性などを理解させ、適切な作業環境を整えるとともに、生徒が望ましい習慣を身に付けるように十分留意しなければなりません。

**Q11 各学校の情報教育は「情報科」のみで行うのですか。**

A 共通教科情報科における教育は、高等学校における情報教育の中核を担う重要な教育ですが、共通教科情報科における教育だけで情報教育のすべてが行われるわけではありません。共通教科情報科のねらいは、情報活用能力を育成することですが、もとよりこのねらいは共通教科情報科の学習だけで達成されるのではなく、各教科・科目等のすべての教育活動を通して達成されるものです。

# ガイドライン

## 総合的な学習の時間編

平成23年6月

鳥取県教育委員会

## 〔総合的な学習の時間〕

### 1 改訂の要点

#### (1) 目標及び内容の改善

- ① 今回の改訂においては、総合的な学習の時間の特質や目指すところを目標として示し、この時間において育成する生徒の資質や能力及び態度を明確にした。
- ② ①の目標は、従前から示されていたねらいの(1)及び(2)を踏まえながら、これまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成した。なお、この目標は、総合的な学習の時間において国が示す目標であり、各学校は創意工夫ある取組を行いつつも、総合的な学習の時間を通して実現することが求められる目標である。その上で、国が示す目標を踏まえ、より具体的な目標や内容は、各学校において定めることを明確に示した。

#### (2) 内容の取扱いの改善

##### ① 探究的な学習としての充実

基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、総合的な学習の時間においては、体験的な学習に配慮しつつ探究的な学習となるよう充実を図ることが求められている。すなわち、総合的な学習の時間と各教科・科目等との役割分担を明らかにし、総合的な学習の時間では探究的な学習としての充実を目指している。

##### ② 学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複

学校間の取組の状況に違いがあることを改善するために、総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示することとした。このことにより、各学校において設定する育てようとする資質や能力及び態度が一層明確になることを目指した。

併せて、学校段階間の取組の重複を改善するために、学校段階間の学習活動の例示を見直した。

##### ③ 体験活動と言語活動の充実

体験活動がそれだけで終わるのではなく、体験活動を行うことによって生徒の学習を一層充実したものとすることが求められている。互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視する。また、言語により整理したり分析したりして考え、それをまとめたり表現したりして自分の考えを深める学習活動を重視する。

#### (3) 授業時数の設定から単位数の履修への改善

##### ① 標準単位数の明確化

今回の改訂では、総合的な学習に時間の標準単位数を3～6単位であると明確に示した。  
(従前は、卒業までに105～210単位時間を標準)

##### ② 単位の修得

「学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない」としている。教育課程における総合的な学習の時間の位置付けが、今まで以上に明確になったことを示すとともに、指導の成果を上げ、その認定を確実に行わなければならないことを示している。

### 2 目標

#### 第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

今回の改訂では、総合的な学習の時間の目標を新たに設定され、次の5つの要素から構成されている。

要素① 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと。

要素② 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。

要素③ 学び方やものの考え方を身に付けること。

要素④ 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること。

要素⑤ 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

### 3 教育課程編成・実施上の留意点

#### ○ Q&A

#### 【第1の目標の趣旨(要素①)】

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと

**Q 1 第1の目標にある「横断的・総合的な学習」とはどのような学習ですか。**

A 1つの教科等の枠に収まらない課題に取り組む学習活動を通して、各教科・科目等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが生徒の中で総合的に働くようにする学習のことです。

(1つの教科等の枠に収まらない課題の例)

- ① 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題
- ② 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題
- ③ 自己の在り方生き方や進路にかかわる課題

**Q 2 第1の目標にある「探究的な学習」とはどのような学習ですか。**

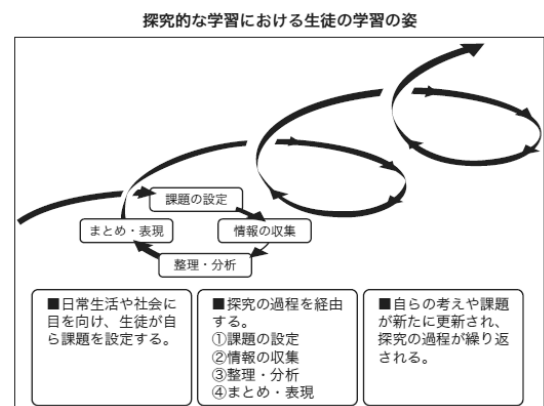
A 総合的な学習の時間における探究的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく右図のような一連の学習活動のことであり、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことです。

(発展的に繰り返していく学習活動例)

- ① 日常生活や社会に目を向けたときに湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付ける。
- ② そこにある具体的な問題について情報を収集。
- ③ その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組む。
- ④ 明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、さらなる問題の解決を始める。

(期待される生徒の豊かな学習の姿)

- ・ 事象をとらえる感性や問題意識が揺さぶられて、学習活動への取組が真剣になる。
- ・ 身に付けた知識・技能を活用し、その有用性を実感する。
- ・ 見方が広がったことを喜び、さらなる学習への意欲を高める。
- ・ 概念が具体性を増して理解が深まる。
- ・ 学んだことを自己と結び付けて、自分の成長を自覚したり、在り方や生き方を考えたりする。



#### 【第1の目標の趣旨(要素②)】

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること

**Q 3 第1の目標の「自ら課題を見付け」とはどういうことですか。**

A 「問題」と向き合って、自分で取り組むべき「課題」を見出すことです。このときの「問題」とは、日常生活や社会で多方面に広がっている解決すべき問題であり、複合的な要素が入り組んでいて、答えが一つに定まりにくく、容易には解決に至らないことが多いといった特徴のものが相応しいと考えます。また、「課題」とは、解決を目指して学習するためのものであり、生徒が解決への意欲を高め、解決への具体的な見通しをもてるものが相応しいと考えます。「課題」は、「問題」をよく吟味して生徒が自分でつくり出すことが大切です。

(例1) 日ごろから解決すべきと感じていた問題を改めて見つめ直す、具体的な事象を比較したり、関連付けたりして、そこにある矛盾や隔たりを認識する。

(例2) 地域の人やその道の専門家との交流から、知らなかった事実を発見したり、その人たちの真剣な取組や生き方に共感したりして、自分にとって一層意味や価値のある課題を見出す。

**Q 4 第1の目標の「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し」とはどのようなことですか。**

A 自ら見付けた課題に関して主体的に学習活動を繰り返して、自分なりに納得できる答えを探し求め、判断していくことです。このために、見通しや計画を立て、多様な情報を収集し、整理・分析するなどして考え、まとめていく等の学び方やものの考え方を、様々な対象に適用できるように育てていくことが必要となります。

**Q 5 第1の目標の「よりよく問題を解決する」とはどのようなことですか。**

A 解決の道筋がすぐには明らかにならない、唯一の正解が得られないなどのことについても、自らの知識や技能等を総動員して、目の前の具体的な問題に粘り強く対処し解決しようとするものです。

**【第1の目標の趣旨(要素③)】**

**学び方やものの考え方を身に付けること**

**Q 6 第1の目標の「学び方やものの考え方を身に付けること」とはどのようなことですか。**

A 横断的・総合的な学習や探究的な学習の過程において、それらを現実の様々な状況に応じて活用し、確かにすることです。

(例1 総合的な学習の時間を通して身に付けていくこと)

課題の見付け方やつくり方、目的や意図に応じた情報の集め方や調べ方、整理・分析の仕方、まとめ方や表現の仕方、報告や発表・討論の仕方、見通しや計画の立て方、記録のとり方や活用の仕方、コミュニケーションのとり方、振り返りや意思決定、自己評価の仕方など。

(例2 各教科・科目等で身に付けたことの活用)

比較する、分類する、関連付ける、類推する、多面的・多角的に物事を見るなどのものの見方や考え方を総合的な学習の時間の学習活動において総合的に活用できるなど

**【第1の目標の趣旨(要素④)】**

**問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること**

**Q 7 今回の改訂で、第1の目標に「協同的に取り組む態度」が加わった背景は何ですか。**

A これからの社会においては、「自己との対話を重ねつつ、他者や社会、自然や環境と共に生きる、積極的な「開かれた個」であることが求められるため、他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要となります。そのために、お互いに考えや意見を出し合い、見通しや計画を確かめ合い、他者の考えを受入れながら、問題の解決や探究活動を協同して行う学習経験の積み重ねが大切となります。

**【第1の目標の趣旨(要素⑤)】**

**自己の在り方や生き方を考えることができるようにすること**

**Q 8 第1の目標の「自己の在り方や生き方を考えることができるようにすること」とはどのようなことですか。**

A 次の3つのことです。

- ① 社会や自然の中に生きる一員として、何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えること。
- ② 取り組んだ学習活動を通して、自分の考えや意見を深めることであり、また、学習の有用感を味わうなどして学ぶことの意味を自覚すること。
- ③ ①②を生かしながら、学習の成果から達成感や自信をもち、自分のよさや可能性に気付き、人間としての在り方を基底に、自分の人生や将来、職業について考え向上しようとしていくこと。

**【各学校において定める目標】**

**Q 9 「第1の目標を踏まえる」とはどのようなことですか。**

A 各学校において定める目標は、各学校が育てたいと願う生徒像や育てようとする資質や能力及び態度、学習活動の在り方などを表現したものになることが求められています。このとき、第1の目標を踏まえること、つまり、第1の目標の5つの要素をすべて含む必要があります。この際、5つの要素のいずれかを具体化したり、重点化したり、別の要素を付け加えたりして目標を設定することは可能です。



Q10 各学校において、目標を定めることを求めている理由は何ですか。

A 以下に示します。

- ① 創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や探究的な学習を実施することが期待されているため。
- ② 育てようとする資質や能力及び態度を明確に示すことが望まれるため。
- ③ 教育課程全体の中での総合的な学習の時間の位置付けや各教科・科目等との関連を明らかにして、この時間で取り組むにふさわしい内容を定めるため。
- ④ 主体的かつ創造的に指導計画を作成し、学習活動を展開するため。
- ⑤ 小・中学校等との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行える目標とするため。

#### 【各学校において定める内容】

Q11 「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。」とありますが、どのようなことに留意すればよいですか。

A 日常生活や身近な社会とのかかわりを重視し、その時々により最適な学習課題が何かを、適宜、判断することが求められます。例示を参考にしつつ、地域や学校、生徒の実態等に応じて内容を見直し定める必要があります。その上で、各学校においては、生徒の学習状況に応じた適切な指導を行うとともに、総合的な学習の時間における評価結果等を基にして、その改善を円滑に実施することが期待されます。なお、各学校においては、内容を指導計画に適切に位置付けることが求められており、その際、学年間の連続性、発展性や小・中学校等との接続、各教科・科目等との違いや関連性などに配慮して、内容を定めることが重要です。また、内容を定めるに当たっては、学習対象や学習事項(教師側から見れば指導事項)等によって、学習課題を具体的・分析的に示すことが考えられる。各学校においては、学習対象を明らかにするとともに、必要に応じて学習事項等を定めることが考えられる。

(学習課題の例)

国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒が興味・関心、進路等に  
応じて設定した課題、自己の在り方生き方や進路にかかわる課題など。

(学習対象の例) 生徒が探究的にかかわりを深めていくひと・もの・ことなど。

(学習事項) 学習対象とのかかわりを通して学ぶことが期待される事項など。

#### 【指導計画の作成に当たっての配慮事項①】

全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

Q12 なぜ、全体計画及び年間指導計画を作成するのですか。

A 目標を実現するためには、各教科・科目及び特別活動を含めた全教育活動の中で、総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが重要です。各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動が適切に実施され、その上で相互に関連し合うことではじめて教育課程はその機能を果たし、学習指導要領が目指している「生きる力」をはぐくむことにつながります。したがって、実効性のあるものとして実施されるためには、地域や学校、生徒の実態や特性を踏まえ、各教科・科目等を視野に入れた全体計画及び年間指導計画を作成することが求められます。

Q13 全体計画、年間指導計画とはどのような計画ですか。また、留意することは何ですか。

(詳細：高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 第6章～第9章 参照)

A 全体計画とは、指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものです。一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示すものです。

(詳細：高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 第6章・第7章・第9章 参照)

(留意事項)

- ① 二つの計画において、各学校が、「目標」、「育てようとする資質や能力及び態度」、「内容」を明確にすること。
- ② 「学習活動」、「指導方法」や「指導体制」、「学習の評価」などが示されるべき。
- ③ 校長の責任の下で作成すること。
- ④ 指導計画の作成においては、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動などが、教科間において、どのような関連があるかを明らかにしておくこと。
- ⑤ 年度途中においても、学習活動の展開が必ずしも計画通りに進まない場合には、必要に応じて適宜見直していくという柔軟かつ弾力的な姿勢をもつこと。

【指導計画の作成に当たっての配慮事項②】

地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。

Q14 「創意工夫を生かす」とはどのようなことですか。

A 創意工夫を生かすとは、他校にはない特殊なもの、独創性の高いものを行うことが求められているわけではありません。地域や学校、生徒の実態に応じて、それぞれの学校の生徒にふさわしい教育活動を適切に実施することが重要となります。

Q15 「地域や学校、生徒の実態」とはどのようなことですか。

A 以下に示します。

〔地域の実態〕

学校が設置されている地域の山や川などの自然環境、町やそこにある機関、歴史や文化などの社会環境、そこに住む人やその営み、思いや願いなどの人的環境など。

〔学校の実態〕

学校の設置目的、生徒数や学級数などの学校の規模、職員数や職員構成、校内環境や学校の風土や伝統、教育研究の積み重ねなど。

〔生徒の実態〕

知的な側面、情意的な側面、身体的な側面などに関する生徒の実際の姿とこれまでの経験など。

【指導計画の作成に当たっての配慮事項③】

第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。

Q16 「日常生活や社会とのかかわりを重視する」ことにはどのような意味がありますか。

A 日常生活や社会とのかかわりを重視することは、今回の改訂で新たに加わったことです。このことには、次の意味があります。

- ① 実際の生活や社会にある問題を取り上げることで、生徒は日常生活や社会において、課題を解決しようと真剣に取り組み、自らの能力を存分に発揮する。その中で育成された資質や能力及び態度は、実社会や実生活で生きて働くものとして育成される。
- ② 日常生活や社会にかかわる課題は、自分とのつながりが明らかであり生徒の関心も高まりやすい。また、直接体験なども行いやすく、身体全体を使って本気になって取り組む生徒の姿が生み出される。
- ③ 自ら設定した課題を解決する過程では、地域の様々な人とのかかわりも考えられる。そうした学習活動では、「自分の力で解決することができた」「自分が学習したことが地域の役に立った」「これからも地域づくりに参画したい」などの、課題の解決に取り組んだことへの自信や自尊感情がはぐくまれ、日常生活や社会への参画意識も醸成される。

【指導計画の作成に当たっての配慮事項④】

育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。

Q17 「学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関すること」とはどのようなことですか。

A 「学習方法に関すること」とは、情報を収集し分析する力、分かりやすくまとめ表現する力など、「自分自身に関すること」とは、自らの行為について意思決定する力、自らの生活の在り方を考える力など、「他者や社会とのかかわりに関すること」とは、他者と協同して課題を解決する力、課題の解決に向けて社会活動に参加する態度などです。

【指導計画の作成に当たっての配慮事項⑤】

学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

Q18 「地域や学校の特色に応じる」とはどのようなことですか。

A 地域の歴史、伝統、文化、行事、生活習慣、産業、経済などの地域固有の特色や、学校の設置目的、校内の環境や風土及び伝統、教育研究の積み重ねなどの学校固有の特色を生かした学習活動を行うことです。

Q19 「生徒の特性等に応じる」とはどのようなことですか。

A 課程や学科などに共通する生徒の特徴、進学や就職などの進路に表れる生徒の特徴などを生かした学習活動を行うことです。

Q20 「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題」「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題」「自己の在り方生き方や進路についての課題」とはどのような課題ですか。

A 以下に、例示した課題の特質と学習活動について示します。

〔国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題〕

社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた現代社会の諸課題のことである。これらの課題については正解や答えが一つに定まっているものではなく、従来の各教科・科目等の枠組みでは必ずしも適切に扱うことができない。なお、ここに示した課題をすべて取り上げる必要はなく、また、例示以外の課題についての学習活動を行うことも考えられる。

〔生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題〕

個々の生徒が各教科・科目における学習の進展に応じて興味・関心を抱いたり、各教科・科目の学習を契機に自分自身の進路について具体的に考えたりする上で必要性を感じて設定した課題であり、人や社会、自然とのつながりの中で探究的な学習を深めることにより、知識や技能の深化、総合化が見込める課題のことである。

〔自己の在り方生き方や進路にかかわる課題〕

人間としてどう在るべきかという問題を深く内省的に追い求めるとともに、そのような理想的、理念的な自己の在り方に関する思索を自身の進路に結び付け、自己の生き方について現実的、实际的に検討する上で必要となる諸課題のことである。

【指導計画の作成に当たっての配慮事項⑥】

各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

Q21 「各教科・科目等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする」とはどのようなことですか。

A 各教科・科目等で別々に身に付けた知識や技能をつながりのあるものとして組織化し直し、改めて現実の生活にかかわる学習において活用し、それらが連動して機能するようにすることです。

〔例：国際理解に関する学習活動に関連する教科・科目〕

- ① 生徒は世界の歴史について幅広く調べ、日本の援助機関と連絡をとり、さらにはそういった人々と電子メールやテレビ会議システムなどで直接的に情報交換を行う。(地理歴史科など)
- ② コミュニケーションを図る場面。(国語科、外国語科など)
- ③ 経済データを分析したり調査結果を統計処理したりする。(数学科や情報科)
- ④ 結果をプレゼンテーションできるようにまとめたり、劇や音楽などを交えた総合芸術を企画し、実行する。(芸術科など)。

**【指導計画の作成に当たっての配慮事項⑦】**

各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

Q22 特別活動との関連については、学習指導要領第1章総則第4款の8に「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」とありますが、どのような場合が考えられますか。

A 横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提となっています。総合的な学習の時間において体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、特別活動の学校行事を実施したと判断してもよいことを示しているものであり、特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することを許容しているものではありません。以下の例のような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられます。

(例：総合的な学習の時間に行われる自然体験活動)

環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と同様の成果が期待できる。

(例：総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動)

社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果が期待できる。

**【指導計画の作成に当たっての配慮事項⑧】**

各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。

Q23 どのような観点で名称を定めたらよいですか。

A 各学校において、この時間の目標や内容、学習活動の特質、学校の取組の経緯を踏まえて、例えば、地域のシンボルや教育目標、保護者や地域の人々のねがいに関連した名称など、この時間の趣旨が広く理解され、生徒や保護者、地域の人々に親しんでもらえるような名称が考えられます。

**【指導計画の作成に当たっての配慮事項⑨】**

総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

Q24 「原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について」扱うこととなっていますが、どのような経緯がありますか。

A 総合学科では、当初は「課題研究」が原則履修科目とされてきました。総合学科の「課題研究」は、多様な教科・科目の選択履修によって深められた興味・関心等に基づき、生徒自らが課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、問題解決能力や自発的・総合的な学習態度を育てるとともに、自己の将来の進路選択を含め人間としての在り方生き方について考えさせることをねらいとした科目でした。平成11年の改訂で創設した総合的な学習の時間は、すべての学校で必置であるとともに、そのねらいや学習活動は、「課題研究」の目標や内容を取り入れたものになっています。したがって、総合的な学習の時間に「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動」を行うことにより、「課題研究」に相当する学習を行うことを示したものとなっています。

【内容の取扱いについての配慮事項①】

第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

Q25 「生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと」とはどのようなことですか。

- A 各学校で定めた総合的な学習の時間の目標及び内容に基づいて、生徒が望まれる学習状況に達しているかを継続的に評価しながら、より質の高い学習状況に向けて自立的な学習が行われるよう、必要な手立てを講じることを意味しています。
- (例：生徒だけでは理解できない知識や法則が学習活動に不可欠だと考えられる場合)  
教師が資料を提示したり説明したりすることが適切。
- (例：生徒が課題への取り組み方を考えつかない場合)  
教師が過去に取り組んだ事例を示したり、より達成しやすい小さな課題に分けて示したりすることが適切

【内容の取扱いについての配慮事項②】

問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

Q26 「他者と協同して問題を解決しようとする学習活動」とはどのような学習活動ですか。

- A 他者を幅広くとらえておくことが重要です。共に学習を進めるグループだけでなく、ホームルーム全体や他のホームルームあるいは学校全体、地域の人々、専門家など、また価値を共有する仲間だけでなく異なる立場の人々をも含めて考えることができます。
- (多様な他者と協同して学習活動を行うことには様々な価値の例)
- ① 多様な情報を入手することができる。
  - ② 他者を尊重するとともに、自らの役割を自覚することができる。
  - ③ 協同的に人とかかわることで、交流を深めたり広げたりできる。

Q27 「言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動」とはどのような学習活動ですか。

- A 今回の改訂において、言語活動は各教科・科目等を貫く重要な改善の視点です。体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、問題の解決や探究活動の過程において特に大切にすべきことです。以下に例を示します。
- (分析の具体化的なイメージ)
- ① 集めた情報を共通点と相違点に分けて分類、② 時間軸に沿って並べる、③ 原因と結果に分類
  - ④ 変化や結果を予測、⑤ 現実社会の事象に当てはめる、⑥ 多面的・多角的な分析
- (言語によりまとめたり分析したりする学習活動の例)
- ① 論理的な文章やレポートに書き表す、② スピーチや説明

Q28 報告の場を設けるときに留意することは何ですか。

- A 参加者全員の前で行うプレゼンテーションや目の前の相手に個別に行うポスターセッションなど、多様な形式を目的に応じて設定することが考えられます。そこでは、発表の工夫をさせると同時に、聞いている生徒にも主体的にかかわらせることが重要です。以下に留意点を示します。
- (留意点)
- ① 発表者には要点を絞って伝えるための図や表の活用、視聴覚機器やプレゼンテーションソフトウェアなどのツールの利用など。
  - ② 聞いている生徒には発表内容を深め、問題点に気付かせる「よい質問」をしたり、発表者の学習成果を自分の考えと比較し、生かしたりすることを目標とさせるなどの工夫。
  - ③ 発表後の時間を十分確保して交流したり、助言し合ったり、それぞれに自己評価したりして、新たな追究に向かわせる。
  - ④ 学習活動の成果を論文としてまとめ上げたり、総合芸術として演じたりするなど。

【内容の取扱いについての配慮事項③】

自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

Q29 どのような学習活動が考えられますか。

A 例えば、環境汚染の問題を課題にした場合、環境を保全する取組の大変さや環境保全の重要性を認識し、身近な環境汚染に対する関心等を高めることについては、不法投棄の現場を視察したり、ゴミを片付けたりすること、身近な酸性雨の被害を調査することなどの環境汚染の問題に関する体験活動を行うことが効果的であると考えられます。また、身の回りの環境汚染の問題を科学的に認識するためには、ゴミが自然環境に及ぼす影響を調べたり、土壌に含まれる鉄イオンを検出する実験を行い、酸性雨によってアルミが溶出するような事態について考察したり、国を超えて酸性雨が広がる現象について風向きと酸性雨のデータを分析したりして、より深く環境汚染の問題を考えることも大切です。ゴミの不法投棄や土壌汚染とその影響についての事例を集め、様々な汚染が複合的に人体に影響を与えることについて調査する活動も考えられます。こうして体験したことや実験したこと、調査したことなどで分かったことを発表・討論させることを通して、身の回りで起きている環境汚染の問題に対して、どのように行政や地域社会が対応すればよいのか、自分たちはどのような行動をとればよいのかを考えさせることにつながります。なお、体験的な学習を展開するに当たっては、生徒の発達の特性を踏まえ、目標や内容に沿って適切かつ効果的なものとなるよう工夫するとともに、生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められます。

【内容の取扱いについての配慮事項④】

体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

Q30 「問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付ける」とはどういうことですか。

A 以下に示します。

- ① 設定した課題に迫り、課題の解決につながる体験活動であること。
- ② 生徒が主体的に取り組むことのできる体験活動であること。
- ③ 年間を見通した適切な時数の範囲で行われる体験活動であること。
- ④ 生徒の安全に対して、十分に配慮した体験活動であること。

Q31 学校行事と関連付けて体験活動を実施する場合に留意することは何ですか。

A 必ず総合的な学習の時間の目標及び内容を踏まえたものであること、問題の解決や探究活動の過程に位置付けていることなどに十分配慮しなければなりません。その上で実際に総合的な学習の時間の要件を満たす活動の時数だけを算出して、総合的な学習の時間の時数として計上することが求められます。総合的な学習の時間と特別活動との関連を意識し、適切に体験活動を位置付けるためには、次のような点に十分配慮すべきであり、一連の学習活動が探究的な学習となっていることが必要です。  
(例：修学旅行と関連を図る場合)

- ① 事前に知りたいことや疑問に思うことなどを絞り込んで生徒が課題を作ること
- ② 課題について事前に十分な調査を行うこと、
- ③ 現地での学習活動の計画を生徒が立てること、
- ④ 現地では見学やインタビューの機会を設けるなど生徒の自主的な学習活動を保障すること
- ⑤ 事後は、解決部分をまとめ、未解決部分を別の手段で追究する学習活動を行うこと
- ⑥ 追究の結果を互いに交流し合い自分の考えを深めること など

【内容の取扱いについての配慮事項⑤】

グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

Q32 各学習形態の特徴、課題及び対策にはどのようなものがありますか。

A 以下に示します。

〔個人研究などの個々に行う学習〕

(特徴)生徒一人一人が自己の課題と対峙し、自ら計画を立てて調査し、分かったことを一人でまとめることが求められるため、自分で学習を進める力をはぐくむことができる。

(課題)限られた時間で集められた資料だけで考えることになったり、考えが一面的になったりすることがある。

(対策)① 研究の方法についての適切な指導、② 定期的な目標設定と点検評価

③ 学び合いによるアドバイスの機会を設定 など

〔グループによる学習〕

(特徴)メンバー全員で計画を立てて役割分担をすることが求められ、一人一人の個性を生かすことを学んだり、コミュニケーションの取り方を学んだりすることが期待される。また、自分の役割を最後までやり遂げることも求められる。

(課題)一人一人の生徒に課題が設定されなかったり、役割に軽重がついたり、全員の関心や意見が十分に反映されなかったりするということが考えられる。

(対策)① 役割に応じた成果の定期的な報告、② メンバー同士の相互評価 など

〔ホームルームや学年などの大きな集団での学習〕

(特徴)教師の指導の下、計画的に体験を行ったり、活発な討論が行われたりする。また、それを基に新たな問題に向かっていく学習活動の高まりも期待できる。

(課題)一人一人が追究方法を考えたり、まとめの資料を作り上げたりする側面が弱くなり、他者に依存することが危惧される。

(対策)個々に行う学習を組み合わせるような課題の設定や学習活動の工夫 など

Q33 指導体制の工夫にはどのようなものがありますか。

A 以下に例を示します。

① ホームルーム担任だけが受け持ちの生徒の指導に当たるのではなく、一人一人の教職員の個性や経験を生かした指導体制を組む。

② 教師の専門性を生かした適切な分担。

③ 教師自身はその領域について知見を深めてよりよく指導できるように準備し、特定の教師のみが担当するのではなく、全教師が一体となって指導に当たる。

④ 同学年や異学年の教師が協同で計画や指導に当たる。

⑤ 校長、副校長、教頭、養護教諭、図書館司書、実習助手、講師なども指導にかかわる体制を整備。

⑥ 保護者をはじめ地域の専門家など外部の人々の協力を得る。

【内容の取扱いについての配慮事項⑥】

学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

Q34 どのような工夫が考えられますか。

A 以下に例を示します。

〔例1〕

近隣の小学校の児童や中学校の生徒を学校に招いて、互いに総合的な学習の時間での学習成果を発表し合うことが考えられる。高等学校の生徒は自分たちの調査結果を分かりやすく小・中学生に伝えたり、小・中学生の発表にコメントをしたりする場面を設けることが考えられる。一方、高等学校の生徒が小学生の斬新な視点や直接体験に基づく新鮮な発想に驚かされることなども期待できる。

## 【例 2】

地域の高齢化や社会保障の問題についての学習活動では、公民館に集う高齢者から生き方や考え方について意見を聴取したり、地域の問題点を解決するために自分たちが考えた施策について、行政の担当者と討論する時間を設けたりすることができる。また、より包括的な問題については、町づくりや社会福祉に取り組むNPOなどととも活動し、協議する場をもつことによって、生徒にとって実際の社会で必要とされる知識や技能が明確になり、学習することの意味や自らの将来展望なども明らかにすることができる。

## 【総則関連事項①〔道德教育との関連(第1款の2)〕】

### Q35 道德教育との関連は何ですか。

A 生徒が、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、課題などに取り組み、これらの学習が自己の在り方生き方を考えることにつながっていくことになります。また、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることも重要であり、このような資質や能力及び態度の育成は道德教育につながるものです。

## 【総則関連事項②〔総合的な学習の時間の単位数(第3款の1の(2))〕】

総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

### Q36 全ての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数については3～6単位を標準とされています。単位数の設定に幅をもたせる意図は何ですか。

A 今回の改訂では、総合的な学習の時間が各学科に共通してすべての生徒に履修させる必要があることを踏まえ、その標準単位数は各学科に共通する各教科・科目と併せて学習指導要領第1章総則第2款の2に規定するとともに、必履修教科・科目を規定している第1章総則第3款の1にも新たに(2)の項目を設けてすべての生徒に履修させるものであることを明示しています。総合的な学習の時間については、単位数の設定に幅をもたせることにより、各学科の裁量の幅が広がり、「各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」という平成11年の教育課程の改善のねらいが一層実現しやすくなることを意図しています。

### Q37 学科間、コース間、類型間において、異なる単位数を編成することは可能ですか。

A 学科間で異なる単位数を編成することは可能ですが、各学校の同じ学科内においては、原則として同じ単位数の学習活動を行う必要があり、同じ学科のコース間や類型間で異なる単位数を編成することはできません。

### Q38 どのような実施方法が可能ですか。

A 各教科・科目やホームルーム活動の授業のように、年間35週行うことを標準とはしていません。(総則第4款の1)。したがって、卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能です。また、一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能です。

### Q39 単位の修得認定について、留意することは何ですか。

A 各教科・科目と基本的に同様です。以下に留意点を示します。

- ① 生徒が学校が定める指導計画に従って学習活動を行うこと。
- ② 学習活動の成果が目標に照らして満足できると認められること。
- ③ 各教科・科目と同様、学習活動を2以上の年次にわたって行ったときには各年次ごとに単位の修得を認定すること。
- ④ 学期の区分ごとに単位の修得を認定することもできること。

### Q40 学校教育法施行規則第98条に規定する学校外活動の単位認定を行うことは可能ですか。

A 可能ではありません。そのため、必ず学校での授業時数に組み込むことが必要であり、単にレポートの提出や長期休業中の課題等として済ませることはできません。



Q41 「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」ことについて、趣旨は何ですか。

A 総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限り、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨です。例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合、又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位とすることができるのは限定的であることに十分注意しなければなりません。標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目の指導計画において探究的な学習などを明示するとともに、総合的な学習の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められます。

【総則関連事項③〔総合的な学習の時間と課題研究等との代替(第3款の2の(3))〕】

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨床実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

Q42 「総合的な学習の時間と課題研究等との代替」について、趣旨は何ですか。

A 各学科の原則履修科目とされている「課題研究等」の科目は、各教科に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識・技能の深化・総合化、問題解決能力の育成や自発的、創造的な学習態度などを育てる上で大きな成果をあげています。また、総合的な学習の時間が目標としているものと軌を一にしているものと言えます。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとし、逆に、「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間における履修の一部又は全部に替えることができるとしています。

Q43 「課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合には、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる」について、「同様の成果が期待できる場合」とは、どのような学習活動を行う場合に考えられますか。

A 職業学科における課題研究においては、「調査、研究、実験」、「作品製作」、「産業現場等における実習」、「職業資格の取得」等の内容にかかわる課題を設定し、学習を行うこととされています。これらの学習活動において、総合的な学習の時間の目標である「よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること」や「自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことに資する場合が考えられます。「調査、研究、実験」や「作品製作」

将来の進路希望や興味・関心等に基づき、研究や作品の製作を行うなど。

「産業現場等における実習」

自己の適性を発見し、将来の職業の選択に役立てる実習を行うなど。

「職業資格の取得」

将来の進路を踏まえた職業資格の取得に取り組むなど。

※ 生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくないものと言える。

**Q44 「総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる」ことについて、留意することは何ですか。**

A 「課題研究等」の科目の履修そのものを行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数(学習指導要領第1章総則第3款の2の(1))に含めることはできないことに留意する必要があります。

**【総則関連事項④〔総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替(第4款の8)〕】**

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

**Q45 どのような学習活動が考えられますか。**

A 総合的な学習の時間においては、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めています。この場合の例を以下に示します。

| 体験活動            | 総合的な学習の時間                     | 特別活動   |
|-----------------|-------------------------------|--|
| 自然体験活動          | 環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われる。 | 旅行・集団宿泊的行事<br>「平素と異なる環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」   |
| 就業体験活動やボランティア活動 | 社会とのかかわりを考える学習活動として行われる。      | 勤労生産・奉仕的行事<br>「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」 |

**Q46 特別活動の実施による総合的な学習の時間の代替は可能ですか。**

A 代替することはできません。

**【総則関連事項⑤〔言語活動の充実(第5款の5の(1))〕】**

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

**Q47 言語によりまとめたり分析したりする学習活動では、分析したことを論理的な文章を書き表すことなどが考えられますが、この場合の指導について留意することは何ですか。**

A これまでの総合的な学習の時間では、論述の技能だけを身に付けさせる小論文指導が行われることもありましたが、ここでいう論文は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行った過程や結果、それらについての考察などを論じたものであることが重要です。

**【総則関連事項⑥〔通信制の課程における特例(第7款の2)〕】**

総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

**Q48 留意することは何ですか。**

A 総合的な学習の時間における目標や内容の取扱い等については、通信制の課程においても、全日制・定時制の課程と同様、第4章の規定が適用されます。したがって、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、各学校の創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うこととなります。通信制の課程においては、これらの学習活動を添削指導及び面接指導により行うこととなります。観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要です。

【生徒の学習状況の評価(評価の方法)】

Q49 留意することは何ですか。

A 以下に示します。

- ① ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは適当ではない。
- ② 信頼される評価の方法であること。
  - ・教師の適切な判断に基づいた評価
  - ・およそどの教師も同じように判断できる評価(例) あらかじめ指導する教師間において、評価の観点や評価規準を確認しておき、これに基づいて生徒の学習状況の評価などが考えられる。  
※この場合には、各学校において定められた評価の観点を、1単位時間で全て評価しようとするのではなく、一定程度の時数の中において、評価を行うよう心がける必要。
- ③ 多様な評価の方法であること。

異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせることが重要である。

(例) ・ 討論や質疑の様子などの言語活動の記録による評価
  - ・ 学習や活動の状況などの観察記録による評価
  - ・ 論文、レポート、ワークシート、ノートなどの製作物による評価
  - ・ ポートフォリオによる評価
  - ・ 課題設定や課題解決能力をみるような記述テストの結果による評価
  - ・ 一定の課題の中で身に付けた力を用いて活動することによるパフォーマンス評価
  - ・ 評価カードや学習記録などによる生徒の自己評価や相互評価
  - ・ 保護者や地域の人々等による第三者評価 など
- ④ 学習状況の過程を評価する方法であること。

評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中に適切に位置付けて実施することが大切である。